

第 28 回人権理事会記録

房野 桂 作成

2015年3月2日(月)午前

議事項目 1: 組織上・手続き上の問題

開会セッション

高官セグメント

開会ステートメント

Joachim Rucker 人権理事会議長: 世界が、2015年に国連創設 70周年を記念する時、平和と安全保障、開発及び人権という「国連憲章」の3つの原則は、より平和で繁栄する世界に向けた鍵となった。前国連事務総長コフィ・アナンの言葉を繰り返すなら、「開発なくして安全保障なし、安全保障なくして開発なし、人権の尊重なくして安全保障も開発もなし」である。国連家族は、人権理事会と過去約 10年にわたるその業績を誇りにできよう。同時に、国連家族はさらにその効率性を改善し、一層そのインパクトに重点を置く必要性に対する認識も高まっている。理事会の作業方法をどのように改善するか、どのように実施にさらに重点を置くかを非公式に討論することを目的とする各国代表団のイニシアティブを歓迎する。市民社会代表の積極的参画のためのスペースを維持することは、この理事会のマンデーとの一部であるのみならず、共通の利益でもある。ビューローは、この機関の尊厳を尊重しつつ、公開の意見交換と率直な討論を認める建設的雰囲気、理事会の信憑性と効果的機能の基本ではあると確信している。

基調ステートメント

1. Sam Kutesa 国連総会議長

2. 潘基文国連事務総長

3. Zeid Ra'Ad Al Hussein 国連人権高等弁務官: 暴力的極端主義者たちの恐怖が日常的に続いているが、その残酷さと道徳的破滅についてこれまで長々と話してきた。国際人道法と人権法をおろそかにし、回避することはできず、完全に遵守されなければならないことを再確認する。人権を支持する責務に関する加盟国の幅広い行動に関しては、「国連憲章」の原則に対する加盟国の明確な公約にもかかわらず、人権は時にはショックを受けるほどに無視され、侵害されている。国々は権利をえり好みして、例外的状況を主張している。つまり、国々は、女性の人権及びレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害者の社会の人権を完全に支持しているが、それら権利を非正規の移動者の権利にまで拡張することには尻込みしており、教育への権利を良心的に遵守してはいるが、反対する政治的見解を暴力的に鎮圧している。世界中の人権侵害の被害者の圧倒的多数は、剥奪と差別という2つの特徴を共有している。人権侵害は、この2つの隠れた、または時にはあまり隠れていない要因に根ざしており、自由と参画を制限する政策選択という結果となり、資源と機会の公正な分かち合いに対する障害を生み出している。貧困と紛争に対する兵力の中で最も有力な兵器は、大規模侵略という武器である。万人の人権の尊重、司法及び教育が、公正で、確かで弾力性のある社会、真の開発及び恒久平和を築くことを強調する。

国家の価値の真の測定は、虐待を防止し、社会的不平等に対処し、国民の尊厳に敬意を払うために取られる真の手段とその国民及びその管轄下にあるその他の人々または物理的に管理する人々のニーズに配慮し、保護する程度に基づいている。政策策定者の中には、恣意的逮捕、拷問、市民に対するスパイ行為、マイノリティに対する差別、相当のプロセスなしでの殺害が新しい型の戦争、テロとの闘いの要件、共同体のアイデンティティへの脅威及びその他によって正当化される、法律によっては予見できない全く新しい現実を生み出して、自分たちの状況は例外的なものであるのだと自分で自分を説得している者もある。国家の行動を人権理事会とそのメカニズムの勧告に沿わせ、それぞれの国の街路や家庭にその作業を真にもたらすよう各国に要請する。加盟国をより直接的に支援し、その作業をできる限り効果的なものにするために、地域及び現地事務所が存在を高める人権高等弁務官事務所の重要な再組織を発表する。

4. Didier Burkhalter スイス連邦外務省大臣

3月2日(月)昼

議事項目1(継続)

高官セグメント(継続)

Gjorgje Ivanov 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国大統領
Josaia Voreqe Bainimarama フィジー首相
Didier Reynders ベルギー副首相、外務大臣
Vesna Pusic クロアチア副首相、外務大臣
Moroslav Lajcak スロヴァキア副首相、外務・欧州問題大臣
Eladio Ramon Loizaga Lezcano パラグアイ外務大臣
Bert Koenders オランダ外務大臣
Sergey Lavrov ロシア連邦外務大臣
Ruichancerelle De Machete ポルトガル国務外務大臣
Javad Zarif イラン外務大臣
Pelonomi Venson-Niutiu ボツワナ外務・国際協力大臣
John F. Kerry 米国国務長官
Dunya Maumoon モルディヴ外務大臣
Mohammed Bin Abdullrahman Bin Jassim AlOThani カタール外務・国際協力大臣政務官
Tanasak Patimapragorn タイ副首相・外務大臣
Margot Wallstrom スウェーデン外務大臣
Aurelia Frick リヒテンシュタイン外務大臣
Mohamed Mahdi Ameen al-Bayati イラク人権大臣
Tamar Beruchashvili ジョージア外務大臣
Peter Szujarto ハンガリー外務・貿易大臣
Mangala Samaraweera スリランカ外務大臣
Bandar bin Mohammed Alaiban サウディアラビア人権委員会大臣・委員長
Juan Manuel Gomez Robledo メキシコ多国間問題・人権次官
Eduardo Antonio Xuain アルゼンチン外務副大臣
Naci Koru トルコ外務副大臣
Bogdan Benko スロヴェニア外務国務長官

3月2日(月)午後

高官セグメント(継続)

Bruno Rodriguez Parrilla キューバ外務大臣
Ditmir Bushati アルバニア外務大臣
Barnaba Marial Benjamin 南スーダン外務・国際協力大臣
Bard Gland Pedersen ノルウェー外務省国務長官

宇都隆史日本外務大臣政務官: テロから生じる死亡について懸念を表明し、ISISによる2人の日本国民の殺害を強く非難する。日本は、いたるところでテロと闘うために、継続して最善を尽くすつもりである。日本は報道の自由を支持しており、ジャーナリストがその見解を表明したために罰せられるべきではないと考えている。日本は、朝鮮民主主義人民共和国に関する国連調査委員会の結論が安全保障理事会によって支持されたことを歓迎し、この国に国連と協力するよう要請する。日本は、世界中で最も脆弱な人々を保護するために広範な人道支援を提供している。ウクライナに関しては、1カ月前にミンスクでなされた合意を尊重するようすべての当事国に要請する。ミャンマーに関しては、ミャンマーにおける変革を奨励するために、その支援と協力を継続するつもりである。日本はジェンダー平等と女性のエンパワーメントにコミットしており、武力紛争中を含め、女性に対する暴力と闘う国際社会の努力を継続して支援するつもりである。さらに日本は、ハンセン病患者とその家族に対する差別を撤廃するために、継続して活動を続けるつもりである。

Carlos Ramiro Martinez グアテマラ外務副大臣

Baroness Anelay 英国外務・連邦事務所国務大臣
Alezandros N. Zenon キプロス外務副大臣
Sergiy Kyslytsya ウクライナ外務副大臣
Hassan Al-Saghir リビア外務・協力副大臣
Peter Maurer 国際赤十字委員会総裁

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: 中東における米国の破壊的役割と国際人権基準の適用における二重基準を指摘する。シリアは、ゴラン高原におけるシリア難民のイスラエルによる残酷な扱い、特にイスラエルの病院にいるシリア難民の扱いを強調する。シリアは、カタールとサウディアラビアによるステートメントにも応え、この2国がテロを後援していることを述べる。シリアは、この2国の行動を阻止するよう人権理事会に訴える。

朝鮮民主主義人民共和国: 今日、いくつかの代表団によって行われた申し立てを拒否するが、これらは政治的動機を持つものであり、人権とは何の関係もない。調査委員会の報告書は、間違っただ情報に基づいている。国内での人権記録を考慮すれば、米国には人権問題を提起する正当性はない。朝鮮民主主義人民共和国は、米国とその同盟国によって行われている人権侵害と戦争犯罪に対する説明責任を要請する。我が国は、間違っただ申し立てに基づく朝鮮民主主義人民共和国に関する新しい決議の採択に対する日本の呼び掛けも拒否する。

サウディアラビア: 国内問題への介入を受け入れないというノルウェーによってなされたコメントに答えるが、これは国の主権の原則を侵害している。サウディアラビアの法制度は、シャリア法に従って、人権を完全に尊重している。シリアのステートメントに関しては、これは返答にすら値しない。

エチオピア: ノルウェーのコメントに答えるが、市民社会のハラスメントの申し立ては、根拠のないものである。エチオピアの宣言は、多くの国々からの好事例に基づいており、ノルウェーの申し立てを拒否する。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国に関する調査委員会の報告書は、数多くの証人の証言に基づくものであり、この国に関する決議は、国際社会の懸念の反映である。朝鮮民主主義人民共和国は、この懸念に耳を傾け、これに応えるべきである。

シリア・アラブ共和国: サウディアラビアの大使の述べたことに答えるが、サウディアラビアの財力は、この国の人権状況を忘れさせるものであってはならない。シリアは、女性は車を運転することができず、サウディアラビアには教育と宗教及び意見の自由への権利が禁じられているという事実を指摘する。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本は人道違反の過去の犯罪を認めることができないのであるから、人権に関して講義する権利はない。日本は、朝鮮民主主義人民共和国に対する敵対政策は止めた方がよく、自国の過去の犯罪に関する決議を提出するべきである。

サウディアラビア: テロとの闘いの最前線にいるふりをしたシリアのコメントを拒否する。シリア政府は、20万人以上の人々の死亡とさらに多くの人々の国内避難に対して責任がある。シリア政府の奨励がなければ、ISISは存在しなかったであろう。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国が、国際社会による懸念に応えなかったことは残念である。過去の問題に関しては、日本は、平和、民主主義、人権の尊重が日本社会の核心にあることを述べる。

ロシア連邦: ウクライナの外務副大臣に答えるが、ウクライナの状況が重大な懸念を生じさせるものであることを述べる。ロシアは、マリウポリ、オデッサ及びその他の都市の文民に対する多くの犯罪が捜査される希望を表明する。ロシアは、2月12日のミンスク合意を完全に実施するようウクライナに要請する。

3月3日(火)午前

人権の主流化に関する年次高官パネル

開会ステートメント

1. Joachim Rucker 人権理事会議長
2. Flavia Pansieri 国連人権副高等弁務官

基調講演

Abbas Bagherpour Ardekani イラン・イスラム共和国代表部次席大使(非同盟運動を代表)
パネリスト・ステートメント

1. Martin Khor マレーシア南センター事務局長
2. Juan Somavia 国際労働機関前事務局長・国際政策協力に関する事務局長特別顧問
3. Kristin Hetle 国連ウイメン戦略的パートナーシップ部部長
4. Alexey Borodavkin 国連ジュネーブ事務所ロシア連邦代表部大使
5. Juan Carlos Monedero Fernandez-Gala マドリード・コンプルテンセ大学政治学教授

討議

ナミビア、エルサルヴァドル、インド(有志グループを代表)、スイス(諸国グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インドネシア、米国、オーストラリア、モロッコ、国際人権推進保護国内機関調整委員会、Civicus、人口開発アクション・カナダ、Martin Khor, Juan Somavia, Kristin Hetle, Alexey Borodavkin, Juan Carlos Monedero Fernandez-Gala、欧州連合、フランス、ポルトガル、ブラジル、シエラレオネ、ブルキナファソ、エジプト、スーダン、中国、チリ、アラブ首長国連邦、アルジェリア、エクアドル、タイ、Martin Khor, Juan Somavia, Kristin Hetle, Alexey Borodavkin, Juan Carlos Monedero Fernandez-Gala

3月3日(火)昼・午後

高官セグメント(継続)

Frank-Walter Stenmeier ドイツ外務大臣
Ramtane Lamamra アルジェリア外務大臣
Sebastian Kurz オーストリア欧州・統合・外務連邦大臣
Pierre Moukoko Mbonjo カメルーン外務大臣
Mohammed Dello Adoke ナイジェリア連邦検事総長・司法大臣
Lubomir Zaoralek チェコ共和国外務大臣
Aichetou Mint M'Haiham モーリタニア人権・人道行動・市民社会コミッショナー
Edward Nalbandian アルメニア外務大臣
Carlos Alfredo Castaneda Magana エルサルヴァドル外務副大臣
Henryka Moscicka-Dendys ポーランド外務省国務次官
Mbarka Bouaida モロッコ外務大臣大臣代表
Peter Stenlund フィンランド外務国務大臣
Roksanda Nincic セルビア外務省国務長官
Nguyen Quoc Cuong ヴェトナム外務副大臣
Aleksandar Andrija Pejovic モンテネグロ欧州統合国務長官
Iayd Ameen Madani イスラム協力団体事務局長
Deley Eloina Rodriguez Gomez ヴェネズエラ外務国民の力大臣
Utoni Nujoma ナミビア司法大臣
Ri Sung Yong 朝鮮民主主義人民共和国外務大臣
Gebran Bassil レバノン外務・移出者大臣
Maite Nkana-Mashabane 南アフリカ国際関係・協力大臣
Mahendra Bahadur Pandey ネパール外務大臣
Federica Mogherini 欧州連合外務・安全保障政策高官代表・欧州委員会副会長
Martin Lidegaard デンマーク外務大臣
Henry Okelio Oryem ウガンダ外務大臣代理
Ignacio Ybanez スペイン外務省国務長官
Cho Tae-Yul 韓国外務政務官
Abdulla Abudullatif Abdulla バーレーン外務省次官
Juan Carlos Alurralde ボリヴィア多民族国家外務大臣政務官

答弁権行使

トルコ: 1915年の出来事についてのアルメニア代表団のステートメントに応えるが、国際法で正確に定義された大変に特殊で、重大な犯罪である大量殺戮の申し立てを拒否する。特に1915年の出来事に関しては合意がないのであるから、大量殺戮という用語は軽々しく用いるべきではない。トルコは、アルメニアと平和な関係に達することを心より願っている。

ロシア連邦: 欧州のいくつかの代表団のコメントに応えるが、ウクライナにおける暴力の起源に関して誤解があることは残念である。ロシア連邦は、そこでの合法性のないクーデターの後で生じた紛争から抜け出て、ミンスク合意を実施するためにウクライナに支援を提供する用意がある。クリミアは、ロシア連邦に加わることを選んだのであり、クリミアのタタール人は、ウクライナ政府の下にあった時よりもずっと良い状況にある。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国での状況の決議に関して、日本の立場を繰り返し述べる。韓国のステートメントに応えるが、日本は女性に対する暴力との闘いに専念しており、元慰安婦に救済策を提供する努力を払ってきた。日本はその努力が評価されることを望んでいる。

アゼルバイジャン: アルメニア代表に応えるが、歴史的現実を誤って伝えていることに対してアルメニアを非難する。1992年のナゴルノ・カラバフ戦争中のホジャリ悲劇として知られているアルメニア政府によるアゼリスの迫害については、アルメニアはホジャリ大虐殺に対して責任があるのであるから、アルメニアには大虐殺について語る何の法的根拠もない。欧州人権裁判所は、これを戦争犯罪ともなりかねない特に重大な行為とした。あるアルメニアの役人は、これら行為におけるアルメニアの関わり合いを認めた。アルメニアは、アゼルバイジャンに対して行った文化的記念碑の破壊に関して語る権利はない。

朝鮮民主主義人民共和国: 今朝韓国の代表団によってなされた挑発的ステートメントを強く非難する。調査委員会の報告書は、嘘と間違った事実に基づいている。韓国は、米国と共に、自分たちから世界の一般の人々の注意をそらすために、朝鮮民主主義人民共和国に対する人権詐欺に関わってきた。人権侵害は、フェリー「セウォル号」の災害について真実を求める国民の抑圧、自殺者の数の世界記録、囚人の拷問及び子どもの虐待を含め、韓国においては組織的であり、広がっている。韓国の人々は、自国の政府を批判したことまたは朝鮮民主主義人民共和国を称賛したことで被害者となっている。韓国政府は、百万人以上の韓国人女性を1945年以来、米国の軍事基地に性奴隷として提供してきた。

カタール: カタールにおける移動労働者の申し立てられた悪条件に関するデンマークによるステートメントに反対する。デンマーク政府は、人種差別のような自国における人権保護に関して問題があることを述べることを無視した。デンマーク政府は、カタールにおける人権保護の発展も考慮に入れなかった。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国のステートメントに応えるが、韓国は、数多くの被害者の陳述に基づく調査委員会の報告書で証明されているように、北朝鮮における人々の状態を無視することはできない。韓国は、自国民に対するすべての人権侵害を直ちにやめるよう朝鮮民主主義人民共和国に要請する。日本帝国軍による慰安婦の利用に関しては、韓国は、これら女性が強制されて性奴隷になったのではないという日本のステートメントに反対する。

バーレーン: バーレーンの人権状況に関してベルギーとデンマークによってなされたステートメントに応えるが、バーレーンは人権保護に献身しており、インターネット活動家の申し立てられた恣意的逮捕は、実際はテロ行為に関連している。彼らは国の平和と安全保障に反して行動したために逮捕された。バーレーンは、宗教の自由を妨げていることも否定する。

ミャンマー: デンマークとOSCEのステートメントに応える。ミャンマーは2,000人の人々に市民権を認めるプロジェクトを行った。このプロセスは、長期計画を実施することを保障するために極めて重要である。移動の自由は、その市民権が明確である人々に対しては制限されていない。しかし、市民権が明確ではない人々に対しては、旅行許可証が必要である。二つ目のプロジェクト「雨の花」が行われつつあり、個人は市民権を申請することが歓迎されている。

朝鮮民主主義人民共和国: 紛争をそそのかし、収容所を閉鎖したことに対して恥ずべきであることを「南朝鮮」に忠告する。御節介は止めるようにも「南朝鮮」に助言する。

日本: 韓国に応えるが、日本は事実確認調査の結果を見直すつもりはない。「アジア女性基金」の努力と謝罪は、道徳的立場から慰謝を提供する目的であった。補償は「サンフランシスコ講和条約」を通し

て提供されている。第二次世界大戦以来過去 70 年にわたり、日本は首尾一貫して平和愛好の道を追求し、法の支配、民主主義と人権及び世界中の民主化を大切にしてきた。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国の申し立ては、返答に値せず、国連メカニズムと協力するよう奨励する。日本に対しては、韓国は、慰安婦の問題が解決されていないことを繰り返しかえし述べる。

3月4日(水)午前

高官セグメント(継続)

Aslefonso Nsue Mokuy 赤道ギニア社会部門・人権副首相
Abul Mahmood Ali バングラデシュ外務大臣
Yacoubou Hamadou トーゴ人権・民主主義強化・真実正義和解委員会の勧告実施大臣
Marou Amadou ニジェール司法大臣・国印保持者・政府スポークスマン
Erlan A. Idrissov カザフスタン外務大臣
Manuel Gonzales Sanz コスタリカ外務大臣
Alexis Thambwe Mwamba コンゴ民主共和国司法・人権大臣
Frederick A. Mitchell バハマ外務・入国大臣
Moussa B. Nebie ブルキナファソ外務・地域協力大臣
Edgars Binkevics ラトヴィア外務大臣
Franklyn Bai Kargbo シエラレオネ司法大臣・検事総長
Taieb Baccouche テュニジア外務大臣
Charles Flanagan アイルランド外務貿易大臣
Anwar Mohamad Gargash アラブ首長国連邦外務国務大臣
Joaquim Verissimo モザンビーク司法・憲法・宗教問題副大臣
Thant Kyaw ミャンマー外務副大臣
Benedetto Della Vedova イタリア外務・国際協力次官
Carmen Liliana Burlacu ルーマニア地球規模問題国務長官
Edogardo Riveros Marin チリ外務大臣政務官
Isam Eldin Abdelgadir Elzien Mohamed スーダン司法副大臣
Hisham Badr エジプト外務大臣補
Joaquim Verissimo モザンビーク司法・憲法・宗教問題副大臣

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナとクリミアに関するラトヴィアのコメントを残念に思う。ウクライナ軍は、文民に対する暴力と攻撃を永続化した。根拠のない政治的動機のために人権理事会を利用することは、人権保護を損なう。

3月4日(水)午後

死刑の問題に関する 2 年に 1 度の高官パネル

開会ステートメント

1. Joachim Rucker 人権理事会議長
2. Ivan Simonovic 国連人権事務総長補

パネル司会者ステートメント

Ruth Dreifuss スイス連邦元大統領・司会者

パネリストのステートメント

1. Zainabo Sylvie Kaytesi 人権・諸国民の権利に関するアフリカ委員会議長
2. Stavros Lambrinidis 欧州連合人権特別代表
3. Tracy Robinson 米州人権委員会議長

4. Mohammed Bedjaoui 死刑に反対する国際委員会コミッショナー

5. Sara Hossain 国際法律家委員会コミッショナー(アジア太平洋)

討議

シエラレオネ、ボツワナ、サウディアラビア、ナミビア、シンガポール(24カ国グループを代表)、東ティモール(ポルトガル語諸国共同体を代表)、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ノルウェー、ベルギー、アルバニア、マレーシア人権委員会-SUHAKAM、関連南風の開発政策(Verein Sudwind Entwicklungspolitik)、刑法改正インターナショナル、Ruth Dreifuss, Sara Hossain, Mohammed Bedjaoui, Tracy Robinson, Ruth Dreifuss, Stavros Lambrinidis, Ruth Dreifuss, Zainabo Sylvie Kayitesi, 欧州連合、フランス語圏国際団体(Organisation Mondiale de la Francophonie)、トルコ、パラグアイ、オランダ、ブラジル、ロシア連邦、スロヴェニア、南アフリカ、モルドヴァ共和国、アルジェリア、モロッコ国内人権機関、フランシスカン・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、メキシコ、パキスタン、英国、フランス、ポルトガル、リヒテンシュタイン、アイルランド、インドネシア、スーダン、協議のため有志世界委員会(クウェーカー)、英連邦人権機関、Zainabo Sylvie Kayitesi, Stavros Lambrinidis, Tracy Robinson, Mohammed Bedjaoui, Sara Hossain, Ruth Dreifuss

3月5日(水)午前

高官セグメント(継続)

Basile Ikouebe コンゴ共和国外務・協力大臣

Lundeg Purevsuren モンゴル外務大臣

Maria Angela Holguin Cuellar コロンビア外務大臣

Sylvie Kayitesizainabo アフリカ人権、諸国民の権利委員会会長

答弁権行使

ベラルーシ: 昨日の死刑に関するパネル討論中に、デンマーク、ノルウェー、モンテネグロは誇張したコメントを出した。死刑は国家の主権の問題である。

アルメニア: イスラム協力団体は、自決権はたった1つの国にのみあると信じているようであり、アラブ諸国で暮らしているキリスト教アルメニア人を分離させようとする試みは、よい取組ではないと信じる。アルメニアも、1915年の出来事に関するトルコのステートメントを批判する。アルメニアは、アルメニアが述べたこととは何の関係もないアゼルバイジャンの答弁権行使を心配している。おそらくこれはアルメニアの発言前に準備されたものであろう。

トルコ: 1915年の出来事に関するアルメニアのステートメントはプロパガンダである。依怙夤臆の記憶は、第一次世界大戦中に命を失った多くのアルメニア人とトルコ人の記憶を尊重する方法ではない。相互に分かち合われる辛い過去の国の記憶は、衝突することもあるが、トルコは継続してアルメニアとの隠し事の無い正直な対話を求めていく。戦闘的文言を理解ある文言に置き換えるようアルメニアに要請する。

アゼルバイジャン: アルメニアは自国のプロパガンダのために人権理事会を利用し、歴史的事実をゆがめた。アゼルバイジャン人の強制移動を引き起こし、占領地域での文化活動を妨げたのはアルメニア軍であるにもかかわらず、多くの国々がナゴルノ・カラバフとその周辺地域の占領に対してアゼルバイジャンを非難していることには驚く。

アルメニア: 一人のアルメニア人を殺害したというだけで国の英雄となった人物について話す、これがアゼルバイジャンの真の顔である。アゼルバイジャン政府は、自国での人権侵害と残虐行為に重点を置くべきである。アゼルバイジャンは否定の政策を止め、歴史を受け入れ、近隣諸国との平和と調和の中で暮らすべきである。

アゼルバイジャン: 3万人以上のアルメニア人が、何の差別も受けずにアゼルバイジャンで未だに暮らし、働いている。その間アルメニアはアゼルバイジャンの文民に対して継続してテロ攻撃を行い、2,000名以上の人々が亡くなっている。

トルコ: 1915年の出来事は、トルコではタブーではなく、歴史書にも学校の教科書にも書かれている。アルメニアの取組の問題は、トルコを悪魔のようにすることだけを目的としていることである。トルコは、関係正常化のためにアルメニアが生産的取組を取るよう希望する。

(高官セグメント終了)

一般討論

中国、エストニア、エチオピア、ブラジル、ガーナ、コーティヴォール、インドネシア、インド、フランス、ジンバブエ、シリア・アラブ共和国、ベラルーシ、マレーシア、モナコ、モルドヴァ共和国、アイスランド、ルクセンブルグ、リトアニア、ウズベキスタン、ニカラグア、国際開発法団体、アンゴラ、国際国内人権機関調整委員会、市民社会代表、太平洋市民社会代表、米国ネイティブ・アメリカン先住民族市民社会団体代表、アフリカ人権擁護者市民社会代表

答弁権行使

日本: 日本は首尾一貫して人権、基本的自由、法の支配を尊重する国を築き、世界中で平和と民主主義を推進することを追求してきた。日本は、平和愛好国であることを誇りにしており、この道から外れることは決してない。

韓国: 誤りであるので、韓国に対する馬鹿馬鹿しい固定観念的非難を拒否する。国々は、政治利用の対決的取組は控えるべきである。

中国: 日本が提供した説明を拒否し、ファシズムに関する戦争の事実は長年確立されたものであり、これを変えることは全く受容できないことを述べる。侵略を含んだその過去を讃えようとするのは、第二次世界大戦後に確立された国際秩序に反する。

日本: 過去に、中国が日本が平和愛好国であることに対して感謝を述べたことを想起し、日本と中国が、建設的で実りある協力を発展させることが極めて重要であることを述べる。

中国: 被害者とその気持ちを尊重し、歴史の事実を覆い隠そうとするのは控えるよう日本に要請する。代わって、日本は、正しい建設的メッセージを送るべきである。

3月5日(木)昼・午後

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書及び人権高等弁務官事務所と事務総長報告書

提出文書

1. 国連人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/28/3)

年次報告書のプレゼンテーション

Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

人権高等弁務官との意見交換対話

ブラジル(ブラジル、チリ、コロンビア、ウルグアイを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、欧州連合、エジプト(有志グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、イラン(非同盟運動を代表)、モロッコ(フランス語圏アラブ諸国を代表)、中国、カタール、トルコ、ベルギー、ブラジル、アルメニア、エルサルヴァドル、パキスタン、日本、エジプト、ノルウェー、Zeid Ra'ad Al Hussein、インドネシア、オランダ、ニジェール、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、シエラレオネ、ウクライナ、カナダ、ロシア連邦、ギリシャ、クウェート、シリア・アラブ共和国、ナミビア、アルジェリア、サウジアラビア、モロッコ、欧州会議、モルドヴァ共和国、ポルトガル、Zeid Ra'ad Al Hussein、ヨルダン、アイルランド、インド、ベラルーシ、チリ、ヴェトナム、マレーシア、ホンデュラス、テュニジア、タイ、アルゼンチン、チェコ共和国、コスタリカ、スーダン、米国、フランス、スイス、ウルグアイ、ブルキナファソ、オーストラリア、Zeid Ra'ad Al Hussein、ネパール、スロヴェニア、トーゴ、ナイジェリア、マリ、ジョージア、南アフリカ、アルバニア、オマーン、パラグアイ、フィリピン、英国、アラブ首長国連邦、キューバ、モルディヴ、ハイティ、ハンガリー、ミャンマー、コンゴ民主共和国、ボツワナ、ドイツ、イスラエル、アゼルバイジャン、スペイン、セネガル、Zeid Ra'ad Al Hussein、国際人権推進保護国内機関調整委員会、性と生殖に関する権利センターInc.、国境なき報道者インターナショナル、バーレーンでの人権と民主主義のためのアメリカ人、人権監視機構、ヨハネ 23 世コミュニティ協会、国際教育権教育の自由団体、国際国連青年学生運動、国際人権サービス、アジア人権開発フォーラム、カイロ人権学研究所、メキシコ人権擁護推進委員会、解放、Pasumai Thaavagam 財団、Zeid Ra'ad Al Hussein

日本のステートメント: 2人の日本人に対して加えられたテロ行為に対応する日本の政策は、中東との協力と支援を強化することである。日本は、スリランカと高等弁務官事務所との間の建設的対話を要請する。日本は、人権を支持するミャンマーの努力を支援する用意がある。日本は、朝鮮民主主義人民共和国の状況について懸念を表明し、この問題に関する高等弁務官の努力を支援する。

トゥヴァル首相ステートメント

Enele Sosene Sopoaga

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: カタールのコメントに関して、カタールは民主国ではない。カタールは、自由に言及しているが、「市民的・政治的権国際規約」の締約国ではない。カタールはテロ、教化、軍事訓練を始め、マネー・ロンダリングに関係している。これら行為は全て第VII章の下での安全保障理事会規則に違反している。テロリストに資金調達している大勢の者がカタールで暮らしている。カタールは多国の破壊と不安定化において役割を果たしている。トルコに関しては、トルコとイスラム国(ISIL)の間には証明されたつながりがある。トルコは、Da'eshの経済的立場を強化する石油の流れのためにその国境を開いた。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 英国のステートメントに答えるが、英国では、その植民地の過去の痕跡として人種差別が根強く続いていることを残念に思う。移動する家事労働者は、特に心配である。民族的マイノリティに対する人種主義的暴力の慣行が増えている。イラクへの英国の違法な軍事介入の結果としての拷問と虐待の告発についての捜査の結果を世界は待っている。もし英国政府が人権について教訓を垂れるつもりならば、2003年から2009年までにイラクで行った重大な拷問行為の公平で独立した捜査から始める必要がある。英国は、懲戒のために施設にいる子どもたちに意図的に苦痛を与えるテクニックを利用し続けている。

カタール: シリアのステートメントに答えるが、イスラム国と闘っているのは同盟の一部であることを想起し、カタールはあらゆる形態のテロと闘うつもりであることを強調する。カタールが人権侵害を犯したとの非難に関しては、実際に人権侵害を行ったのはシリア政府である。

トルコ: シリアの非難を全面的に否定し、破壊に対してはシリア政府のみに責任があることを述べる。トルコは、約120万人のシリア人の安全な非難所であり、国境を越えた人道支援がシリア国内の何百万人もの人々に届いていることを保障する。従ってどこの国にも、特にシリアにはトルコの行動を疑問視する権利はない。

エジプト: エジプトでは、法の下で犯罪を行ったため以外には誰も投獄されない。公正な裁判の基準と相当のプロセスが、国際基準と国内基準に沿って尊重されている。高等弁務官が、エジプトの状況の誤った偏見のある姿を示したのは残念である。

英国: 英国は国際法を守る国であり、答弁権でヴェネズエラが行ったすべての申し立てに反駁する。

シリア・アラブ共和国: カタールはシリアが提起した点のどれにも応えなかった。カタール政府は、この理事会が有する価値を破壊する挑戦的手段を取り続けている。

カタール: 20万人もの国民の死亡を引き起こした違法なシリア政府代表が述べたことには嫌悪を抱く。国々はシリア政府から教訓を受けるために人権理事会に出席しているわけではない。これは精神分裂症である。現政府の生存がテロに支援されていることは知られていることである。アサドは、すべての恐怖の始まりである。

トルコ: 20万人以上の文民の死亡に対して責任のあるシリア政府が、人権理事会に席を持ち続け、ステートメントを行うことは受け入れがたい。Da'eshはテロ組織である。領土でのトルコの作戦は、国際社会が承知し、認めて行われてきた。

3月6日(金)午前

人権と気候変動に関する年次パネル討論

開会ステートメント

Joachim Rucker 人権理事会議長

国連事務総長ステートメント

潘基文

人権副高等弁務官ステートメント

Flavia Pansieri

パネル司会者ステートメント

Martin Khor 南センター事務局長

パネリスト・ステートメント

1. Anote Tong キリバティ共和国大統領
2. Abul Hassan Mahmood Ali バングラデシュ外務大臣
3. Mary Robison 気候正義メアリー・ロビンソン財団会長
4. Dan Bondi Ogolla 国連気候変動枠組条約コーディネーター・主任法律顧問
5. Victoria Tauli-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者
6. Mithika Mwenda 汎アメリカ機構正義同盟事務局長

討議

スウェーデン(北欧諸国を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、フィリピン(気候脆弱性フォーラムを代表)、バングラデシュ(開発途上国有志グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ホーリーシー、シエラレオネ、インド、チリ、エルサルヴァドル、スコットランド人権委員会、欧州センター---第三世界、ルーテル世界連盟、Mithika Mwenda, Victoria Tauli-Corpuz, Dan Bondi Ogolla, Mary Robinson, Abul Hassan Mahmood Ali, Anote Tong, Martin Khor, モルディヴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ナミビア、ユニセフ、フランス、コスタリカ、フィジー、ガーナ、米国、スペイン、インドネシア、フランシスカン・インターナショナル、国際国連青年学生運動、関連南風の開発政策、ネパール、国連人口基金、モロッコ、ボリヴィア、アイルランド、エストニア、パキスタン、スイス、イラン・イスラム共和国、Atone Tong, Abul Hassan Mahmood Ali, Mary Robinson, Dan Bondi Ogolla, Vixtoria Tauli-Corpuz, Mithika Mwenda

3月6日(金)午後

人権と気候変動に関する年次パネル討論(継続)

開会ステートメント

1. Joachim Rucker 人権理事会議長
2. Hilal Enver 食糧への権利に関する特別報告者

司会者・パネリストによるステートメント

1. John Knox 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する独立専門家・司会者
2. Enele Sosene Sopoaga トゥヴァル首相
3. Renan B. Dalisay フィリピン国内食糧局行政官
4. Xiangjun Yao 国連食糧農業機関ジュネーブ事務所所長
5. Olav Fykse Tveit 世界教会協議会総裁
6. Elizabeth Mpfu ラ・ヴィア・カンペシーナ総コーディネーター
7. Ana-Maria Suarez Franco 食糧第一情報行動ネットワーク・インターナショナル(FIAN)ジュネーブ代表部大使

討議

欧州連合、ボリヴィア多民族国家、モルディヴ、ブラジル、エジプト、ウルグアイ、国連環境計画、アルジェリア、フィジー、スロヴェニア、キューバ、南アフリカ、人口開発アクション・カナダ(性的権利イニシヤティヴとの共同声明)、Ana-Maria Suzrez Franco, Elizabeth Mpfu, Olav Fykse Tveit, Xiangjun Yao, Renan B. Dalisay, Enele Sosene Sopoaga, ナイジェリア、スーダン、ガボン、中国、カ

タール、国際開発法団体、ブータン、コンゴ民主共和国、ポルトガル、アイルランド、ペルー、国際移動機関、John Knox, Enele Sosene Sopoaga, Renan B. Dalisay, Xiangjun Yao, Olav Fykse Tveit, Elizabeth Mpofu, Ana-Maria Suzez Franco, Mary Robinson, Joadhim Rucker

3月9日(月)午前

議事項目 3: 開発への権利を含めたすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

国際女性の日の遵守

1. Flavia Pansieri 国連人権副高等弁務官
2. 韓国(メキシコ、インドネシア、韓国、トルコ、オーストラリアとの共同声明)

提出文書

1. 国々の外国負債及びその他の関連国際金融責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家 Juan Bohoslavsky 報告書---金融共謀: 重大な人権侵害に関わる国家への貸付に関する報告書(A/HRC/28/59)
2. 上記報告書付録アイスランドへのミッションに関する報告書(A/HRC/28/59/Add.1)
3. 国々の外国負債及びその他の関連国際金融責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家 Juan Pablo Bohoslavsky の中間調査---違法な金融の流れ、人権及びポスト 2015 年の開発アジェンダ(A/HRC/28/60)
4. 上記中間調査訂正版(A/HRC/28/60/Corr.1)
5. 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する独立専門家 John Knox 報告書(A/HRC/28/61)
6. 上記報告書付録フランスへのミッションに関する報告書(A/HRC/28/61/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. John Knox 人権と環境に関する独立専門家
2. Paulo Bohoslavsky 国家の外国負債及びその他の関連国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家

当該国ステートメント

フランス、フランス国内人権協議委員会、アイスランド

意見交換対話

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、アイルランド、スーダン、エルサルヴァドル、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インドネシア、南アフリカ、チュニジア、スロヴェニア、コスタリカ、サウディアラビア、スイス、イラン・イスラム共和国、ホーリーシー、モロッコ、アルゼンチン、エジプト、国連環境計画、ガーナ、フィリピン、ガボン、アルジェリア、インド、中国、チリ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ、キューバ、パラグアイ、モルディヴ、法律・社会調査センター、フランシスカン・インターナショナル・懸念センター、協議のための有志世界委員会(クウェーカー)、関連南風の開発政策、ヒューマン・ライツ・ナウ、人権アドヴォケイツ、アースジャスティス、国際仏教徒救援団体

まとめ

John Knox, Pblo Bohoslavsky

3月9日(月)昼

議事項目 3(継続)

フィンランド外務大臣ステートメント

Erkke Toumioja

提出文書

7. 食糧への権利に関する特別報告者 Hilal Elver 報告書(A/HRC/28/65)

8. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者 Leilani Farha 報告書(A/HRC/28/62)

報告書プレゼンテーション

1. Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

2. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者

意見交換対話

欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、インド、ノルウェー、メキシコ、ブラジル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エルサルヴァドル、シエラレオネ、トルコ、エジプト、国連食糧農業機関、キューバ、アイルランド、カタール、ブルキナファソ、タイ、パラグアイ、フランス、ナミビア、ニジェール、ポルトガル、ドイツ、エチオピア、スイス、エリトリア、Hilal Elver, Leilani Farha, キューバ、ルクセンブルグ、フィンランド、トーゴ、スウェーデン、ボリヴィア多民族国家、国際赤十字委員会、南アフリカ、サウディアラビア、イラン・イスラム共和国、セルビア、インドネシア、マレーシア、アルジェリア、モロッコ、バングラデシュ、経済的・社会的・文化的権利世界イニシャティヴ、国際仏教徒救援団体、協議のための有志世界委員会(クウェーカー)、南米インディアン協議会、アル Khoei 慈善財団、フランシスカン・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、欧州センター---第三世界、国際国連青年学生運動、バレスチナ居住権・難民権 BADIL リソース・センター、食糧第一情報行動ネットワーク、人権アドヴォケイテッド Inc.、平和開発 Maarij 財団、ルーテル世界連盟、ホープ・インターナショナル

まとめ

Hilal Elver, Leilani Farha

3月9日(月)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

9. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者 Juan Ernesto Mendez 報告書(A/HRC/28/68)

10. 上記報告書付録、通報に関する所見(A/HRC/28/68/Add.1)

11. 上記報告書付録、フォローアップ報告書---タジキスタンとテュニジアへのミッション(A/HRC/28/69/Add.2)

12. 上記報告書付録、メキシコへのミッション(A/HRC/28/69/Add.3)

13. 上記報告書付録、ガンビアへのミッション(A/HRC/28/69/Add.4)

14. 人権擁護者の状況に関する特別報告者 Michel Forst 報告書(A/HRC/28/63)

15. 上記報告書付録(A/HRC/28/63/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. Juan Mendez 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

2. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

メキシコ、タジキスタン、チュニジア

意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、カタール、アイルランド、オーストリア、ノルウェー、シエラレオネ、バラグアイ、ポーランド、スペイン、デンマーク、ブラジル、トーゴ、タイ、ラトヴィア、ポルトガル、コンゴ共和国、ブルキナファソ、エストニア、オーストラリア、オランダ、モロッコ、ベラルーシ、スロヴェニア、韓国

まとめ

Juan Mendez

3月10日(火)午前

議事項目 3(継続)

人権擁護者の状況に関する特別報告者のステートメント

Michel Forst

意見交換対話

中国、ドイツ、チェコ共和国、ハンガリー、エジプト、ジョージア、ウルグアイ、朝鮮民主主義人民共和国、チュニジア、イタリア、スイス、イラク、インドネシア、ロシア連邦、ヴェトナム、ギリシャ、チリ、キューバ、米国、欧州会議、ボツワナ、ホンデュラス、サウディアラビア、アルジェリア、アンゴラ、英国、ユニセフ、コスタリカ、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国、イラン・イスラム共和国、フランス、国際人権サーヴィス、Conectas 人権、財団ダニエル・ミッテラン-フランスと自由、世界組織拷問、人権ハウス財団、英連邦人権イニシャティヴ、アムネスティ・インターナショナル、拷問防止協会、アジア人権開発フォーラム、東部・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、ドイツ・プロテスタント教会社会サーヴィス機関、メキシコ人権擁護推進委員会、刑事インターナショナル、解放、非暴力急進党-超国家透明性、人口開発アクション・カナダ

まとめ

Juan E. Mendez, Michel Forst

提出文書

16. 宗教または信念の自由に関する特別報告者 Heiner Bielefeldt 報告書(A/HRC/28/66)
17. 上記報告書付録、カザフスタンへのミッション(A/HRC/28/66/Add.1)
18. 上記報告書付録、ヴェトナムへのミッション(A/HRC/28/66/Add.2)
19. 上記報告書付録、カザフスタンへのミッション: カザフスタンによるコメント(A/HRC/28/66/Add.3)
20. 上記報告書付録、ヴェトナムへのミッション: ヴェトナムによるコメント(A/HRC/28/66/Add.4)

報告書プレゼンテーション

Heiner Bielefeldt 宗教または信念の自由に関する特別報告者

当該国ステートメント

カザフスタン、ヴェトナム

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、欧州会議、中国、ブラジル、デンマーク、ベルギー、スーダン、カタール、シリア・アラブ共和国、オーストリア、サウディアラビア、シエラレオネ、キューバ、オーストラリア、イラン・イスラム共和国、エジプト、オランダ、キプロス、ウクライナ、Heiner Bielefeldt、アルバニア、ラオ人民民主主義共和国、インドネシア

答弁権行使

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 米国は、人権を擁護し、他国を批判する道徳的立場にはなく、中央情報局が経営する尋問センターでの心配される高度の拷問の慣行を含め、組織的拷問の慣行を述べれば十分であり、米国の刑務所には約 8 万人が独房に入れられており、その中には 40 年以上も入れられている者もあり、これは拷問行為としか言いようがない。

ベラルーシ: 米国のステートメントに答えるが、米国が言及した人物は、大衆騒動を起こし、デモを組織し、警察官による逮捕に抵抗したことで逮捕されたものであり、これは刑事的罪である。彼の裁判で、裁判所は、民主的自由といえども、国民・社会・国家の安全保障への権利を損なうことはできないことを強調した。

アゼルバイジャン: ある国の代表団によって提供された情報を不正確であるとして拒否し、アゼルバイジャンの人々が、市民社会に関わったことで逮捕させているのは不適切であることを述べる。アゼルバイジャンは民主的社会を築きつつある。誰かが犯罪行為に関われば、その人が人権擁護者であるかどうかで差が出るわけではない。偏見のあるステートメントを行い、有罪を宣告された人の釈放を要求することは、国の司法制度を損なう。

キューバ: そのステートメントで何ら自己規制を行わなかったことに対して米国代表を非難する。キューバは、「ウォール街を占拠せよ」運動の抗議者、ファーガソンの抗議者に対して米国が人権を侵害し、エドワード・スノウデンとジュリアン・アサンジに対して罪を追求していることを想起する。米国は、控訴権も認めずに未だに子どもに死刑を適用している世界で唯一の国である。ブッシュ政権の閣僚が人権侵害を行ったことが明らかな時に、米国が他を批判する道徳的権威などは全くない。

スーダン: 米国のステートメントに答えるが、言及された人物たちは、相当のプロセスを尊重して司法に連れてこられたのであり、彼らは人権擁護者ではないことを強調する。表現の自由は、スーダンでは尊重されており、この領域での侵害はない。米国は、スーダンに経済制裁を課する代わりに開発への権利を尊重すべきである。

3月10日(火)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

21. 障害者の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/28/58)

報告書のプレゼンテーション

Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者

意見交換対話

欧州連合、インド、カタール、パラグアイ、ギリシャ、イスラエル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ノルウェー、ニュージーランド、コスタリカ、キューバ、ブルガリア、イタリア、スペイン、スーダン、オーストラリア、タイ、ガーナ、中国、メキシコ、エジプト、ブラジル、ニジェール、マレーシア、ジョージア、モロッコ、エクアドル、国際国内人権推進保護機関調整委員会、Sudwind、国際障害者同盟

まとめ

Catalina Devandas Aguilar

障害者の権利に関する年次討議

提出文書

22. 独立して生活し地域社会に包摂される障害者の権利に関するテーマ別調査---人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/28/37)

開会ステートメント

Juan Esteban Aguirre Martinez 人権理事会副議長

司会者ステートメント

Jane Connors 人権高等弁務官事務所調査・開発への権利部部長

パネリストのステートメント

1. Hyung Shik Kim 障害者の権利委員会委員
2. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
3. Alina Grigoras 人権高等弁務官事務所国内人権担当官
4. Gunta Anca 国際障害者同盟
5. Quincy Mwiya 提唱者・包摂インターナショナル協議会委員(ザンビア)

討議

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合、バーレーン(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、フィンランド(北欧諸国を代表)、ドイツ、パラグアイ、ギリシャ、アイルランド、バーレーン、ニカラグア、アゼルバイジャン共和国オンブズマン、関連南風の開発政策、アクション・カナダ、Hyung Shik Kim, Catalina Devandas Aguilar, Alina Grigoras, Gunta Anca, Quincy Mwiya, トルコ、キューバ、モルディヴ、オーストリア、ニュージーランド、ブラジル、オーストラリア、アルバニア、フランス、ベルギー、ポルトガル、クロアチア、モロッコ国内人権協議会、ダウン症インターナショナル、ナミビア、メキシコ、アラブ首長国連邦、シエラレオネ、米国、中国、コスタリカ、モルドヴァ共和国、国連子ども基金、アンゴラ、南アフリカ、ロシア連邦、エジプト、モンテネグロ、イスラエル

まとめ

Hung Shik Kim, Catalina Devandas Aguilar, Alina Grigoras, Gunta Anca, Quincy Mwiya

3月11日(水)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

23. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表 Marta Santos Pais 年次報告書(A/HRC/28/55)
24. 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表 Leila Zerrougui 年次報告書(A/HRC/28/54)

報告書プレゼンテーション

1. Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表
2. Leila Zerrougui 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、カタール、チリ、パラグアイ、オーストリア、アイルランド、ノルウェー、コロンビア、キューバ、メキシコ、国連子ども基金、ブラジル、イラン・イスラム共和国、クウェート、リトアニア、スロヴェニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ナミビア、中国、オーストラリア、ブルキナファソ、ベルギー、エジプト、ルワンダ、ロシア連邦、ドイツ、ジブティ、ベラルーシ、カナダ、ウクライナ、ラトヴィア、マリ、ギリシャ、米国、ボツワナ、イタリア、ナイジェリア、Maria Santos Pais, Leila Zerrougui, フランス、サウジアラビア、タイ

答弁権行使

中国: 中国は教育から宗教を切り離し、様々な宗教に保護を提供している。従ってティベットの信者のニーズは、完全に尊重されており保護されている。ティベットにはムスリム教徒やカトリック教徒もいる。中国政府は、ティベット問題のすべてを管理しているわけではなく、国の利益に関わる問題だけを管理しており、その他ティベットの自治に任せている。

3月12日(木)午前

子どもの権利に関する年次会議

開会ステートメント: Joachim Rucker 人権理事会議長

ビデオ上映: 子どもの権利への投資に関する子どもとの協議に重点を置いた意思決定に参画する子どもの権利

司会者・パネリストのプレゼンテーション

1. Ricardo Gonzalez Arienas ウルグアイ国連代表部大使・司会者
2. Bob Muchabaiwa セイヴ・ザ・チルドレン子どもへの投資マネージャー
3. Jorge Cardona 子どもの権利委員会委員
4. Shaamela Cassiem 国際予算パートナーシップ国際訓練マネージャー
5. Jingqing Chai 国連子ども基金プログラム形成部社会包摂・政策課公共金融・ガバナンス課長

討議

欧州連合、ノルウェー(北欧諸国を代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、クロアチア(オーストリア、クロアチア、スロヴェニアを代表)、カナダ(フランス語諸国団体を代表)、パラグアイ、トーチ、フランス、ロシア連邦、ポルトガル、トルコ、スコットランド人権委員会、プラン・インターナショナル(9つのNGOを代表)、子どもの権利条約NGOグループ団体、Bob Muchabaiwa, Jorge Cardona, Shaamela Cassiem, Jingqing Chai, ニカラグア、アルゼンチン、スペイン、アルバニア、ブラジル、スリランカ、リヒテンシュタイン、パキスタン、タイ、ネパール、ポーランド、バングラデシュ、モロッコ国内人権機関、人口開発アクション・カナダ(性的権利イニシヤティブとの共同声明)、妙智会(ありがとう財団)、国連 AIDS 合同プログラム、中国、バーレーン、国際開発法団体、インド、モロッコ、韓国、シンガポール、クウェート、ドイツ、イスラエル、サウディアラビア、国際カトリック子どもビューロー、メキシコ、スイス、エストニア、スロヴァキア、チリ

まとめ

Ricardo Gonzalez Arenas, Bob Muchabaiwa, Jorge Cardona, Shaamela Cassiem, Jingqing Chai

3月12日(木)昼

議事項目 3(継続)

子どもに対する暴力・子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表との意見交換対話(継続)

国際赤十字委員会、イラク、シエラレオネ、ジョージア、スイス、英国、モロッコ、ポルトガル、スーダン、南アフリカ、ニュージーランド、アゼルバイジャン、アルジェリア、コスタリカ、オランダ、ルクセンブルグ、インドネシア、シリア・アラブ共和国、インド、南スーダン、パレスチナ国、スウェーデン、セネガル、コンゴ民主共和国、コロンビア法律家委員会、アルサラム財団、アル Khoei 慈善財団、フランシスカン・インターナショナル、人権平和アドヴォカシー・センター、世界 Barua 団体、世界ユダヤ人会議、Sudwind、エクパット・インターナショナル財団、国際開発機関、国際カトリック子どもビューロー、Mbororo 社会文化開発協会、人権アドヴォキッツ、平和・正義・人権国際機関、後発開発途上国国際団体

まとめ

Marta Santos Pais, Leila Zerrougui

答弁権行使

アルメニア: 子どもたちのニーズと野望は世界中で同じであり、すべてのイデオロギーを超えて広がっている。アゼルバイジャンとの国境の村で暮らしているアルメニアの子どもたちは、2国間の休戦協定にもかかわらず、絶え間ない銃撃と発砲に苦しんでいる。今日およそ7万人の難民の子どもたちがいる。ナゴルノ・カラバフの北部の約18のアルメニアの村は、依然としてアゼルバイジャンの占領下にあり、アゼルバイジャン軍は、無差別に病院や学校やその他の公共サービスを銃撃している。しかし、アル

メニアは、それでもいつの日にか、アゼルバイジャンとの平和的解決を望んでいる。

アゼルバイジャン: アルメニアの述べたことはアゼルバイジャンとアルメニアとの間の紛争の原因とその政治的・軍事的結果に関して国際社会を誤解させようとの試みである。アゼルバイジャンが、20年間もアルメニアの侵略と民族浄化に苦しんできたことはよく知られた事実である。2万人以上の人々が、ナゴルノ・カラバフ地域の紛争の結果として殺害され、アルメニアにいる4千人以上の政治的アゼルバイジャン囚人の運命は依然として不明である。アルメニア軍は、子どもを含めた文民を標的とすることを禁じている国際法に違反する不道徳な政策を有している。

アルメニア: アゼルバイジャンは、アルメニア人の失踪に関して説明する責任があり、アゼルバイジャンの軍国主義と休戦協定の拒否は、大変な脅威となっており、これが状況のエスカレート化の原因である。

アゼルバイジャン: アルメニアのステートメントは、間違った事実に基づいている。アルメニアは、アゼルバイジャンに対して侵略を始めたことに対して責任がある。国際社会は、被占領地域がアゼルバイジャンの不可欠の部分であることについては大変明確である。アルメニアはその侵略と民族浄化政策を止めるべきである。

3月12日(木)午後

子どもの権利に関する年次会議

開会ステートメント

1. Filloreta Kodra 人権理事会副議長
2. Amina Mohammed ポスト 2015 年開発アジェンダに関する事務総長特別顧問

司会者・パネリストによるプレゼンテーション

1. Peter Sorensen 国連ジュネーブ事務所欧州連合代表部大使・司会者
2. Stefanie Conrad プラン・インターナショナル市民権・ガヴァナンス世界顧問
3. Enrique Vasquez 太平洋大学社会投資管理マスター・プログラム・ディレクター・ペルー大学コンソーシアム事務局長
4. Marc Dullaert オランダ子どもオンブズマン欧州子どもオンブズマン・ネットワーク会長エレクト
5. Yehualashet Mekonen アフリカ子ども政策フォーラム・アフリカ子ども観測所所長

討議

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、キューバ、コロンビア、ブルガリア、モナコ、アルジェリア、カザフスタン、アンゴラ、バーレーン、カタール、シエラレオネ、スーダン、セイヴ・ザ・チルドレン、アルサラム財団、世界拷問禁止団体、Amina Mohammed, Stefanie Conrad, Enrique Vasquez, Marc Dullaert, Yehualashet Mekonen, エクアドル、オーストラリア、マレーシア、ガーナ、インドネシア、エジプト、モンテネグロ、モルディヴ、Sudwind、世界ユダヤ人会議、世界経済資源協議会、人権アドヴォキッツ、Drepavie

まとめ

Amina mohammed, Stefanie Conrad, Enrique Vasquez, Marc Dullaert, Yehualashet Mekonen, Peter zdotrnrn

3月13日(金)午前

議事項目 2 (継続)

提出文書

2. 特別手続の総括所見と勧告に関する事務総長報告書(A/HRC/28/19)
3. 合同調査ユニット報告書と国連人権高等弁務官事務所の管理・行政フォローアップ見直しに関する事務局メモ(A/HRC/28/22)
4. 上記報告書付録(A/HRC/28/22/Add.1)

5. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約選択議定書」によって設立された特別基金に関する事務総長報告書(A/HRC/28/24)
6. 拷問被害者のための国連任意基金に関する事務総長メモ(A/HRC/28/25)
7. 国籍または民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/27)
8. テロ対策中の人権と基本的自由の保護に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/28)
9. 自由を奪われた人々の人権保護に関するパネル討論会の概要---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/28/29)
10. 人権の推進と保護における防止の役割に関する人権理事会パネル討論会の成果に関する概要報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/28/30)
11. 人権の推進と保護のための地位的取り決めに関するワークショップに関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/31)
12. 人権侵害と闘う際の軍事裁判を通じた司法行政と統合司法制度の役割の問題に関連する人権配慮に関する専門家協議会中に開催された討議の概要---国連高等弁務官報告書(A/HRC/28/32)
13. 子どもの権利へのより良い投資に向けた国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/33)
14. 子どもに対する暴力をなくす世界的努力の促進に関するパネル討論会の概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/34)
15. すべての国々における経済的・社会的・文化的権利の実現の問題に関する事務総長報告書(A/HRC/28/35)
16. 歴史教育と記念プロセスに関するパネル討論会の概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/36)
17. 国際法に従った遠隔操縦機または武装無人機の利用に関する人権理事会専門家意見交換パネルの概要---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/28/38)
18. デジタル時代のプライバシーへの権利の推進と保護に関するパネル討論会の概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/39)
19. 家族の保護に関する人権理事会パネル討論会の概要---国連人権高等事務所報告書(A/HRC/28/40)
20. 上記報告書訂正版(A/HRC/28/40/Corr.1)
21. 上記報告書訂正第二版(A/HRC/28/40/Corr.2)
22. 国内レベルでの包摂的で参加型の開発と貧困削減を支援するための技術的支援に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/42)
23. 宗教または信念に基づく人に対する不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかしとの闘いに関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/47)
24. 行方不明の人々に関する事務総長報告書に関する事務局メモ(A/HRC/28/52)
25. 国々の外国負債及びその他の関連国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家 Juan Pablo Bohoslavsky の中間調査---違法な金融の流れ、人権及びポスト 2015 年開発アジェンダ(A/HRC/28/60)
26. 上記報告書訂正版(A/HRC/28/60/Corr.1)
27. 特別手続の通報報告書(A/HRC/28/85)

報告書プレゼンテーション

Flava Pansieri 人権副高等弁務官

国連システム合同調査ユニットによるステートメント

Gopinathan Achamkulangare 国連システム合同調査ユニット調査官

議事項目 3(継続)

一般討論

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、インドネシア(東南アジア諸国連合を代表)、ボリヴィア多民族国家(米州諸国民ボリヴァリアン同盟を代表)、ブラジル(共通南部市場メルコスールを代表)、レバノン(諸国グループを代表)、米国(40 カ国地域横断的有志グループを代表)、パキスタン(有志諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、ラトヴィア(欧州連合を代表)、トルコ(諸国グループを代表)、エルサルヴァドル(諸国グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表する地域横断的ステートメント)、

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、アルバニア(74 カ国グループを代表)、アイルランド、米国、パキスタン、キューバ、オランダ、シエラレオネ、モロッコ、英国、韓国、中国、ボツワナ、インド、南アフリカ、エルサルヴァドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、メキシコ、ブラジル、アルジェリア、ナイジェリア、カタール、エジプト、ノルウェー、チュニジア、ポーランド、欧州会議、スイス、スーダン、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、スペイン、ニジェール、フィリピン、ベラルーシ、ウルグアイ、リビア、デンマーク、朝鮮人民民主主義共和国

3月13日(金)昼・午後

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

ウクライナ、シリア・アラブ共和国、リトアニア、チリ、カナダ、トルコ、ブルンディ、モンテネグロ、平等人権委員会(北アイルランド人権委員会、スコットランド人権委員会との共同声明)、第19条---反検閲国際センター(アムネスティ・インターナショナル、国際人権同盟連盟、アメリカ市民自由連合との共同声明)、ヘリオス・ライフ協会、社会的被害者保護慈善機関、国際カトリック移動委員会(国際カトリック移動委員会、グッドシェパードのチャリティ聖母の会衆、ヨハネ23世コミュニティ協会、カリタス・インターナショナル、国際カトリック子どもビューロー、正義と平和のためのドミニカンズ---説教師団、FSMI-国際連帯 NGO のためのマリスト財団、フランシスカン・インターナショナル、セントオーガステイン、Fundacion Migrantes y Refugiados sin Fronteras、国際心理学会会議、労働、保健人権開発センター、アウトリーチ・ソーシャル・ケア・プロジェクト、パッシヨニスツ・インターナショナル、非正規移動者国際協力プラットフォーム、貧困根絶地域社会教育財団、セイヴ・ザ・チルドレン、ノートルダム・ド・ナムジュールの姉妹、ユナイテッド・メソヂスト教会---教会・社会総理事会、聖ヨーゼフの会衆、正義と平和オランダ、人権監視機構との共同声明)、協議のための友好世界委員会、テロ被害者擁護協会、民主社会のための弁護士会、ヨハネ23世コミュニティ協会(ヨハネ23世コミュニティ協会、グッドシェパードのチャリティの聖母の会衆、ATD 第4回世界国際運動、国際カトリック子どもビューロー、正義と平和のためのドミニカンズ---説教師団、ニュー・ヒューマニティ、エドマンド・ライス・インターナショナル、チャリティの娘たち、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)との共同声明)、人権のための恒久的なアセンブリ、シヴィカス、Conectas 人権、国際人権同盟連盟、環境の持続可能な開発を提唱するイラン人女性協会、人口開発アクション・カナダ、女性学調査機関、世界ユダヤ人会議、コロンビア法律家委員会、国際教育開発、Sudwind、暴力被害者擁護団体、人権擁護推進協会連盟、国際和解フェロシップ、解放、国際ソーシャル・ワーク学校協会、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、人権・平和アドヴォカシー・センター、バーレーンの民主主義人権のためのアメリカ人、アルサラム財団、国連監視機構、法律・司法欧州センター、創価学会インターナショナル(創価学会インターナショナル、あらゆる形態の人種差別撤廃団体、教育権と教育の自由のための国際団体、アルハキム財団、サーヴァス・インターナショナル、高齢者虐待防止国際ネットワーク、人権教育アソシエート、アジア太平洋人権情報センター、エクィタス国際教育人権センター、惑星総合研究所、LSD 慈善団体、ソロプティミスと・インターナショナル、Teresian 協会、エルサレム神殿のソブリン騎士修道会、あらゆる形態の差別と人種主義に反対する国際運動、CIVICUS---世界市民参画同盟との共同声明)、平和・治外法権・人権国際研究所、アフリカ技術開発リンク、世界エヴァンジェリカル同盟、人権アドヴォキッツ、後援 STELLA、平和団体調査委員会、連合学校インターナショナル、国際ヒューマニスト倫理連合、英国ヒューマニスト協会、人権擁護アフリカ・ランコントロール、広報欧州連合、環境管理調査センター、アフリカ民主主義国際協会、世界環境資源会議、世界ムスリム会議、調査センター、国際開発機関、脅威にさらされた諸国民協会、五大湖地域の平和と発展のための国際行動、国際国連青年学生運動、アメリカ法律家協会、国際人権サーヴィス、勝利青少年運動、宗教の自由擁護国際協会、アフリカでのコミュニケーションと経済協力推進団体、人権のための日本の労働者委員会、国際非同盟学研究所、缶詰業者インターナショナル永久委員会、社会的害悪防止協会、グリーン祖国財団

答弁権行使

エチオピア: CIVICUS の申し立てには反駁する。エチオピアは、表現の自由を尊重し、権利を行使するようにジャーナリストを奨励している。エチオピア政府は、ジャーナリストを逮捕したことはない。し

かし、テロは国民の人権に対する脅威であり、テロリスト活動から国民を保護するのは国家の責務である。

タイ: コロンビア法律家協会のステートメントに関して、人権の推進と保護はタイ政府の優先事項であり、多くの改革が、より持続可能な民主主義を築くために進行中である。重大な犯罪を行った者だけが軍事裁判にかけられている。

中国: 民族的マイノリティに対する政策に関して、2,3のNGOの根拠のない非難を断固として拒絶する。中国は、ティベット人を含め、すべての民族グループの共通の繁栄を推進することに重要性を置いている。中国は、持続可能な経済的・社会的・文化的開発を改善し、少数民族地域で貧困状態にある人々の生活条件を改善する特別措置を取っている。例えば、ティベットは、24年連続して2桁台の成長を達成しており、現在は、中国全土で最高の経済成長率を記録している。中国は、テロ活動と闘うための活動にも言及するが、中国の対テロ対策法は、テロを防止し、国家の安定と統一を維持するための理論的前提条件である。

3月16日(月)午前

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

提出文書

1. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者 Marzuki Darusman 報告書(A/HRC/28/71)

報告書プレゼンテーション

Marzuki Darusman 朝鮮人民民主主義共和国の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

朝鮮民主主義人民共和国

意見交換対話

欧州連合、チェコ共和国、ニュージーランド、オランダ、日本、エストニア、フランス、韓国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、スペイン、ノルウェー、アルバニア、ラトヴィア、スイス、リヒテンシュタイン、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、ポルトガル、キューバ、アイルランド、Marzuki Darusman, 中国、カナダ、リトアニア、ジンバブエ、ラオ人民民主主義共和国、米国、ヴェトナム、ガーナ、ベラルーシ、スロヴァキア、オーストラリア、イラン・イスラム共和国、ポーランド、スーダン、英国、ミャンマー、人権監視機構、国連監視機構、朝鮮再統合成功のための人々

日本のステートメント: 毎年理事会は朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する決議を採択している。国際社会の懸念の結果、この国の人権状況に関する報告書が出されてきた。日本は、強制拉致と強制失踪に関する戦略を強化する特別報告者の努力を歓迎する。この会期で、日本と欧州連合は、説明責任を含めた最も適切な問題に対処し、特別報告者のマンデートを延長するために、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する決議を再び提案する。

当該国まとめ

朝鮮民主主義人民共和国

特別報告者まとめ

Marzuki Darusman

エリトリアに関する調査委員会議長のプレゼンテーション

Michael Smith

当該国ステートメント

エリトリア

意見交換対話

欧州連合、米国、ノルウェー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ガーナ、チェコ共和国、スーダン、フランス、オーストラリア、ドイツ、ジブティ、アイルランド、中国、スイス、英国、国際和解フェローシップ、人権監視機構、第 19 条、アムネスティ・インターナショナル

当該国まとめ

エリトリア

調査委員会議長・特別報告者まとめ

Mike Smith エリトリアに関する調査委員会議長、Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者

3月16日(月)昼・午後

議事項目 4(継続)

提出文書

2. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者 Ahmed Shaheed 報告書(A/HRC/28/70)

報告書プレゼンテーション

Ahmed Shaheed

当該国ステートメント

イラン・イスラム共和国

意見交換対話

欧州連合、フランス、デンマーク、カザフスタン、スイス、イタリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、米国、アイルランド、ベラルーシ、イスラエル、キューバ、ドイツ、エリトリア、ロシア連邦、オランダ、イラク、中国、タジキスタン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、スーダン、ノルウェー、レバノン、オーストラリア、ポルトガル、シリア・アラブ共和国、ミャンマー、カナダ、ベルギー、ニュージーランド、ヴェトナム、朝鮮民主主義人民共和国、ジンバブエ、パハイ国際共同体、Sudwind、イマム・アリ・ポピュラー学生救援協会、社会的害悪防止協会、女性の人権インターナショナル協会、国際教育開発 Inc.、国際ゲイ・レズビアン人権委員会

当該国まとめ

イラン・イスラム共和国

特別報告者まとめ

Ahmed Shaheed

2014年ガザ紛争に関する調査委員会の組織上の問題

Jochiam Rucker 人権理事会議長、パレスチナ国

提出文書

3. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者 Yanghee Lee 報告書(A/HRC/28/72)

4. 上記報告書付録(A/HRC/28/72/Add.1)

報告書プレゼンテーション

Yanghee Lee

当該国ステートメント

ミャンマー

意見交換対話

欧州連合、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ノルウェー、インド、ニュージーランド、イラン・イスラム共和国、オランダ、ポーランド、スイス、チェコ共和国、**日本**、ロシア連邦、ラオ人民民主主義共和国、ヴェトナム、オーストラリア、フランス、英国、ガーナ、韓国、アイルランド、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、ラトヴィア、キューバ、スペイン、スリランカ、タイ、ベラルーシ、朝鮮民主主義人民共和国、エストニア、サウジアラビア、中国、デンマーク、カンボディア、ベルギー、社会的被害者保護慈善機関、ヒューマン・ライツ・ナウ、アジア人権・開発フォーラム、国際教育開発、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、国際人権連盟

日本のステートメント: 出版前の検閲の廃止及びジャーナリストとの協力的関係の建設のような民主化に向けたミャンマーの努力を評価する。日本は、昨年のミャンマー、米国、デンマーク及び国際労働機関との「ミャンマーでの労働権推進イニシャティヴ」の開始を想起する。日本は、特にラカイン州の少数民族の状況及びコーカン自治地帯の緊張の高まりについて懸念も表明する。

当該国まとめ

ミャンマー

まとめ

Yanghee Lee

3月17日(火)午前

議事項目 4(継続)

提出文書

5. シリア・アラブ共和国の人権状況に関する調査委員会報告書(A/HRC/28/69)

報告書プレゼンテーション

Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

意見交換対話

カタール(湾岸協力会議を代表)、デンマーク(北欧諸国を代表)、欧州連合、バーレーン、ホーリーシー、ニュージーランド、ポルトガル、オランダ、モルディヴ、テュニジア、エストニア、リヒテンシュタイン、スイス、サウジアラビア、アイルランド、ヨルダン、英国、米国、ラトヴィア、中国、**Paulo Sergio Pinheiro**、タイ、トルコ、フランス、ロシア連邦、キューバ、チリ、ベルギー、モロッコ、イタリア、朝鮮民主主義人民共和国、カナダ、**日本**、ギリシャ、ポーランド、アルバニア、ボツワナ、ドイツ、ルクセンブルグ、イスラエル、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、スペイン、エクアドル、スロヴァキア、イラク、エジプト、メキシコ、スーダン、マレーシア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、韓国、クウェート、ルーマニア、シリア世界同盟、プレス・エンブレム・キャンペーン、カイロ人権学研究所、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、アラブ法律家連合、世界市民参画同盟---CIVICUS、世界ユダヤ人会議

日本のステートメント: 日本は依然として文民に対する継続する無差別攻撃について深く懸念しており、暴力の即時終結を要請する。関係者すべてが、関連国際人道法と人権法を守り、制限のない人道アクセスを確保するべきである。日本は、状況の増加する重大さを認め、「ジュネーヴ・コミュニケ」に基づく政治的解決が、シリアの状況を安定化するために不可決であると考えている。

当該国まとめ

シリア・アラブ共和国

まとめ

Paulo Sergio Pinheiro

3月17日(火)昼・午後

議事項目 4(継続)

一般討論

ラトヴィア、イラン・イスラム共和国、カタール(湾岸協力会議を代表)、アイルランド、ドイツ、米国、オランダ、キューバ、英国、**日本**、インド、ヴスエネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ロシア連邦、ボリヴィア多民族国家、フランス、アイスランド、オーストラリア、ノルウェー、チェコ共和国、スペイン、エクアドル、スイス、コスタリカ、イタリア、ベルギー、イスラエル、朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、スロヴァキア、ジョージア、カナダ、デンマーク、ベラルーシ、ウクライナ、アゼルバイジャン、エリトリア、ミャンマー、モンテネグロ、パハイ国際共同体、関連南風の開発政策、社会的害悪防止協会、あらゆる形態の差別と人種主義に反対する国際運動、性と生殖に関する権利センターInc.、フランシスカン・インターナショナル、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会、暴力被害者擁護団体、エドモンド・ライス国際社、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国際民主弁護士協会、世界バルア団体、人権擁護推進協会連盟、女性学調査研究所、フランス・自由、法律社会調査センター(CELS)市民協会(コネクタス人権、国際人権同盟連盟(FIDH)との共同声明)、人権ハウス財団(国際人権同盟連盟(FIDH)、第19条---国際反検閲センター、CIVICUS---世界市民参画同盟との共同声明)、国際人権同盟連盟、イラン家族計画協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、解放、社会的被害者保護慈善機関、アルサラム財団、国連監視機構、人権平和アドヴォカシー・センター、ムボロロ社会文化開発協会、テロ被害者擁護協会、Maryam Ghasemi 教育慈善機関、国際国連青年学生運動、プレス・エンブレム・キャンペーン、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、CIVIUS---世界市民参画同盟、女性の権利インターナショナル協会、アジア人権開発フォーラム、世界ユダヤ人会議、カイロ人権学研究所、国際仏教徒救援団体、国際アフリカ民主主義協会、国際非同盟学研究所、脅威にされされる諸国民協会、調査センター、広報欧州連合、環境管理調査センター、世界環境資源会議、世界福音同盟、アフリカ技術協会、アメリカ法律家協会、世界ムスリム会議、平和団体調査委員会、連合学校インターナショナル、缶詰業者国際永久委員会、アフリカ技術開発リンク、国際ヒューマニスト倫理連合、英国ヒューマニスト協会、人権擁護のためのアフリカ・ランコントロール、国際開発機関、国際ムスリム女性連合、アフリカ開発協会、五大湖地域平和開発国際行動、世界市民協会、国際人権アフリカ文化、後援 Stella, 国際人権サーヴィス、南米インディアン協議会、勝利青年運動、ロシア平和財団、Vivat インターナショナル、国際経済協力推進アフリカ・コミュニケーション団体

日本のステートメント: 日本は、国際社会の呼び掛けに誠意をもって注意を払い、拉致問題の解決を含め、人権状況の改善に向けて具体的行動をとるよう、朝鮮人民民主主義共和国に要請する。シリア、イラク及び ISIL に関しては、日本は重大な人権侵害と虐待を嘆かわしく思い、この地域の人道状況について懸念を表明する。日本は ISIL による日本人質の殺害を断固として非難する。

答弁権行使

レバノン: シリアの人権状況に関する討議で、なぜヒズボラに関する文言が用いられたのかわからないが、特に日常的に最も基本的な権利を侵害している人々による間違ったステートメントを拒否する。イスラエルは、パレスチナ国を占領しているだけでなく、レバノンの一部も占領しており、そこで、拷問を含め最悪の形態の人権侵害を行ってきた。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 米国は、継続してヴェネズエラに対する介入を行い、合法的な政府の不安定化を引き起こす陰謀の背後にいる。米国には、他国を指さず道徳的立場はなく、主権国家を侵略し、女性と子どもを含めた何百人もの文民を殺害し、付き添いのない移動する子どもの送還を含め、米国でスペイン語を話す人々に対する分離を行ってきた。

スーダン: 純粋に政治的動機に鼓舞されているので、スーダンにおける人権侵害に関連する間違った非難を拒否する。国々の中には、理事会を政治利用しようとしているところもあり、何の理由もなく他国

を攻撃している。表現の自由の制限の申し立てに於いて、スーダンには 30 以上の日刊新聞があることを述べる。こういった国々は、スーダンに課している一方的な制裁を止めた方よい。これはそれ自体が人権侵害である。スーダンは間もなく地域機関が監視する選挙を行うが、主張や申し立てが、人権の推進を妨げることはないであろう。

ロシア連邦: 米国は、国内や海外における人権侵害にお構いなく、継続して自分たちを民主主義の黄金の基準であると考えており、救世主のような権利を行使している。CIA が行った拷問に関する報告書は、米国政府が行った重大な人権侵害のまた新たな例を提供している。米国は、グアンタナモのスクンダルに満ちた刑務所を継続して維持しており、疑わしい罪名で外国人の拉致を継続している。

シリア・アラブ共和国: 米国、英国、トルコ及びその他の国々によってうまく調整されたキャンペーンが、シリアの状況に関して、今朝、聞かれた。シリアは、国内のいわゆる「穏健派」への支援が、国際法に違反していることを思い出す。トルコに関しては、シリア政府の不安定化を通して顕著な地域的役割を得ようとしている。外交上の礼儀の欠如が、ワッハブ派の極端主義の拡散に対して責任のある国々によるステートメントで顕著である。

バーレーン: バーレーンにおける人権侵害の申し立てには根拠がない。拘禁者たちは、実際バーレーンの立憲制度を脅かしたのであり、彼らは国際テロリスト団体に所属し、スパイ活動を行っていた。犯罪と基本的自由との間には違いがある。

エジプト: 自分たちの政治アジェンダを推進するために理事会を利用するというある西欧の国々の取組を拒否し、エジプトでの判決に関する欧州連合のステートメントも拒否する。これは我が国の政治制度・司法制度についての歪められた誤解を招く非難に基づいている。司法の評決に関するコメントは、受け入れられないものであり、司法の独立に関する重大な越権行為を表している。欧州連合のステートメントで述べられたことは全て、正規の裁判所で裁判にかけられたものであり、ほとんどの裁判は欠席裁判であった。法律の違反は、行政からも司法からも独立している検事総長に通報することができる。

アルメニア: 外国人排斥のプロパガンダをする代わりにアゼルバイジャンは紛争の平和的解決に対するその責務を尊重するほうが良かったろう。アゼルバイジャンは、戦争ではなくて平和のためにその国民を準備させ、休戦を尊重し、境界線から狙撃兵を除去し、数多くの人命を救う目的で休戦違反を調査するメカニズムを設置するべきである。

カナダ: カナダは、先住民族の全体的な福祉と繁栄を改善するために多くの良好な手段が取られたことを認めた先住民族に関する特別報告者の報告書を歓迎してきた。カナダは、先住民族の権利に憲法上の保護を拡大した初めての国の一つである。他方、イランでは、差別がはびこり、労働市場への女性のアクセスと社会へのその平等な参画を妨げる明確な法的制限と制度的障害がある。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国のステートメントに於けるが、日本は過去 70 年にわたって深い悔恨の念をもって絶えず行動し、人権・民主主義・法の支配の道を歩んできた。

キューバ: 人権侵害の非難者となるという道徳的権威が米国にあるのか尋ねる。米国のエドワード・スノーデンに対する逮捕状、ウォール街を占拠せよ運動の平和的抗議者の逮捕、プライベートシーへの権利の侵害とスパイ活動、ファーガソンにおける人種的緊張と殺害、拷問に関する特別報告者に対する米国のアクセスの拒否のことを述べる。米国の無人機計画と死刑の利用は、数えきれない死亡数に対して責任があり、グアンタナモ拘禁センターで拷問が用いられつつある。

ウズベキスタン: ウズベキスタンの法律は、法的基準を尊重し、法の下での平等を保護し、表現と集会の自由を保護している。選挙は、開放的で透明性があり、複数主義を認めている。死刑は完全に廃止され、拘禁条件を改善し、拷問を根絶するために改革が行われてきた。ウズベキスタンは、すべての民族グループの尊重を確保している。ウズベキスタンは、移動者の権利侵害、外国人排斥、死刑の利用を含め、米国による人権侵害を心配している。

サウディアラビア: サウディアラビアは、人権侵害の申し立てを拒否し、すべての人権の尊重に対する支持を再確認する。テロを支援しているとのイランの非難に関しては、サウディアラビアは、あらゆる形態のテロを拒否していることを繰り返し述べる。シリアの非難も拒否する。サウディアラビアは、シリア人を支援する努力を惜しまないすべての国々を支援している。シリア政府は、何百万人もの人々の迫害と強制移動を含め、犯した犯罪に対して責任を取るべきである。

南スーダン: 欧州連合を代表するラトヴィア、カナダ及び東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者によるステートメントに於ける。南スーダン政府は、子どもの徴兵の問題に対処し、ジェンダーに基づく暴力を防止する措置を取っている。南スーダンは、人権侵害に対処する既存のメカニズムは十分であると信じており、新しいメカニズムの設立は非生産的であろうと信じている。

トルクメニスタン: 欧州連合と米国による根拠のないステートメントに反駁する。我が国の憲法と関連法は、情報へのアクセスのみならず、意見と表現の自由も保証している。さらに、会議、ラリー、デモの組織と開催に関する法律が、2015年7月1日に制定された。2010年5月に、刑務所制度の機能に関して市民社会のより幅広い監督を確保するために新しい刑法が制定された。

タイ: タイは、人権、和解、国内機関の再活性化に関する改革で前進している。軍事裁判の被告は、民事裁判と同じ権利と相当のプロセスの保証を有している。タイは表現の自由を重視しており、ヘイト・スピーチを防止するためにのみこれが制限されている。タイの安定の柱であるタイ王室を保護するための不敬罪法が設置されている。

エチオピア: CIVICUS の申し立てに応えるが、表現の自由の侵害と人権擁護者の抑圧のすべての申し立てを拒否する。エチオピアは、テロリストの攻撃から国民を保護する責務があり、責任ある者に責任を取らせている。市民社会を尊重しない国としてのエチオピアへの言及は、間違いであり、現地の状況を表していない。CIVICUS が理事会を政治的目的に利用しているのは残念である。

朝鮮民主主義人民共和国: 米国、日本、欧州諸国の根拠のないステートメントを拒否する。調査委員会の報告書は、誤った証言に基づいており、従って何の法的価値もない。米国は、中央情報局による拷問を含め、自国の人権の欠陥を是正する方がよからう。日本は、性奴隷を含め過去の犯罪に対処しなければならない。

インドネシア: この答弁権を行使している NGO が、インドネシアにおける重要な開発を認めることができないのは残念である。

ベラルーシ: アイルランドとモンテネグロのステートメントに応えるが、ベラルーシでの子どもの権利侵害のアイランドの申し立ては真実ではない。モンテネグロに関しては、ベラルーシ政府は、モンテネグロの平和で穏やかでまじめな国際問題への取組を希望する。

カタール: シリアのステートメントに応えるが、シリア政府は野蛮な政府であるが、シリア代表団は、そのイメージと名声を改善しようとする以外に役割はないことを警告する。アサド政権は、シリア人を消滅させるために戦争の道具として文民に対して日常的にテロを用いている。

トルコ: シリアによる根拠のない申し立てを拒否し、シリアが継続して国際法を平然と無視していることを強調する。シリアから出てくる脅威は急速に増大し、政府がそこでのテロの発展の根本原因である。

アゼルバイジャン: アルメニアは、アゼルバイジャン領土を占領し、武力を用い、民族浄化を行った。アルメニアはその軍を撤退させ、建設的な対話にかかわらなければならない。国際社会は、アゼルバイジャン人に対する人権侵害に対する責任を確保する際に、もっと建設的役割を果たさなければならない。自決権の名の下でのアルメニアによる侵略は、全国際社会によって非難されてきた。

イラン・イスラム共和国: 自国の人権記録に対処し先住民族の権利侵害をなくすようカナダを奨励する。カナダは理事会の信憑性を損なう申し立てを繰り返すことは避けるべきである。

アルメニア: アルメニアは、ナゴルノ・カラバフ紛争の平和的解決について重大な懸念を抱いている。アゼルバイジャンのように大量の天然資源を有する国が難民の世話ができないとは驚くべきことである。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国に応えるが、いわゆる慰安婦の問題に関して、日本は理事会でこの問題に関する日本の立場を述べており、それを繰り返すつもりはない。日本の公人による靖国神社参拝に関しては、国のために闘って命を失った人々を悼み、祈り、敬意を表するのは共通の慣行である。この神社は決して戦争犯罪人に対する記念碑ではない。

シリア・アラブ共和国: サウディアラビアとカタールに応えるが、これらの国はただ非難と嘘とを繰り返しただけである。これら国々の宗教指導者たちが、国民を斬首し、テロに資金調達をしながら理事会のメンバーとして座っていることは恥ずべきことである。トルコに関しては、大勢のテロリストがシリア入りすることに目をつむっていることはできない。カタールは、アル・ヌスラ戦線を含め、テロリスト・ネットワークに継続して資金を提供し、武装させている。

アゼルバイジャン: アルメニアによるステートメントは、事実の歪曲であり、アルメニアの大量虐殺と民族浄化行為は、アゼルバイジャンに対する破壊的動機の明確な例であることを強調する。アルメニアがその占領を終えるのが早ければ早いほどアルメニアのためになる。

朝鮮民主主義人民共和国: その言い逃れの態度を止め、朝鮮人に対する過去の犯罪に対処するよう強く日本に要請する。100万人以上の朝鮮人が殺害され、何千人もの女性が性奴隷に無理強いされた。

カタール: アサド政権の被害者である何百万人ものシリア人を救い、彼らが自由を達成できるように即座に行動を起こすよう国際社会に要請する。

トルコ: シリアは同じ根拠のない申し立てを繰り返しており、テロリストに対する戦いでトルコ軍が払

った犠牲を無視している点でけしからぬことである。実際、トルコは、第三国から提供されたリストに従って、テロリストの容疑者を拘禁している。

サウディアラビア: シリアのステートメントに定めるが、アサド政権は、シリア人を助けている国々に対する根拠のない非難を向けているだけである。サウディアラビアは、シリアにおける重大な人権侵害を捜査する調査委員会の設立を要求した国の一つである。サウディアラビアは、アサド政権の犯罪人と対決し、彼らを訴追するよう理事会と国際社会に要請する。

3月18日(水)午前

議事項目 3(継続)

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. マイノリティ問題に関する特別報告者 Rita Izsak 報告書(A/HRC/28/64)
2. 上記報告書付録、ウクライナへのミッション(A/HRC/28/64/Add.1)
3. 上記報告書付録、ナイジェリアへのミッション(A/HRC/28/64/Add.2)
4. 第7回マイノリティ問題フォーラム: マイノリティを標的とした暴力と残虐行為の罪を防止し、対処する(2014年9月25-26日)の勧告(A/HRC/28/72)
5. 特別手続に関する最新情報を含めた人権理事会の特別報告者/代表、独立専門家、特別手続作業部会の第21回年次会議報告書---国連人権高等弁務官事務所メモ(A/HRC/28/41)
6. 腐敗が人権の享受に与える措定的インパクトの問題に関する人権理事会諮問委員会報告書(A/HRC/28/73)
7. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトを評価し、説明責任を推進するためのメカニズムに関する勧告を含む調査に基づく報告書についての人権理事会諮問委員会報告書(A/HRC/28/74)
8. 白皮症の人々の人権状況に関する調査についての人権理事会諮問委員会報告書(A/HRC/28/75)
9. 災害後・紛争後の人権の推進と保護における好事例と主要な課題に関する人権理事会諮問委員会の最終調査に基づく報告書(A/HRC/28/76)

報告書のプレゼンテーション

Rita Izsak 国連マイノリティ問題に関する特別報告者

当該国ステートメント

ナイジェリア、ウクライナ

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、メキシコ、オーストリア、欧州会議、エストニア、ポーランド、イタリア、米国、ギリシャ、リビア、パキスタン、アルメニア、ロシア連邦、リトアニア、ハンガリー、スイス、中国、イスラム会議団体、イラク、トルコ、ラトヴィア、ミャンマー、イラン・イスラム共和国、シリア世界同盟、マイノリティ権利グループ、人権ハウス財団、人権擁護推進メキシコ委員会市民協会、AUA 米州支部、あらゆる形態の差別と人種主義に反対する国際運動、世界ユダヤ人会議、イスラエルのアラブ・マイノリティ法律センター

まとめ

Rita Izsak マイノリティ問題に関する特別報告者

マイノリティ・フォーラム報告書のプレゼンテーション

Rita Izsak

人権理事会議長ステートメント

Joachim Rucker

特別手続調整委員会ステートメント

Francois Crepeau 特別手続調整委員会議長

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、アイルランド、米国、ナミビア、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、テュニジア、欧州会議、オーストリア、ウルグアイ、シリア・アラブ共和国、ノルウェー、ジンバブエ、国際人権サーヴィス、米国人権ネットワーク Inc., 国際仏教徒救援団体、世界バルア団体、法律・社会調査センター、イスラエルのアラブ・マイノリティ法律センター、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、解放、アルサラム財団

3月18日(水)昼

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

イタリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所イタリア代表部大使、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブルキナファソ、中国、コーティヴォワール、欧州会議、キューバ、エジプト、エチオピア、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、クウェート、リビア、フィリピン、シエラレオネ、国際女性・教育・開発のためのヴォランティア団体、COC オランダ、セイヴ・ザ・チルドレン、アムネスティ・インターナショナル、フランシスカン・インターナショナル、ヨハネ 23 世コミュニティ協会、人権擁護アフリカ・ラコントル、世界福音同盟、国連ジュネーヴ事務所イタリア代表部大使

193 の勧告のうちイタリアは 176 を受け入れ、10 に留意した
イタリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

エルサルヴァドルの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーヴ事務所エルサルヴァドル代表部大使、キューバ、エクアドル、クウェート、ニカラグア、フィリピン、シエラレオネ、スリランカ、ヴェネズエラ、ボリヴィア多民族国家、中国、コーティヴォワール、エルサルヴァドル・オンブズマン事務所所長(ビデオで)、性と生殖に関する権利センター、人口開発アクション・カナダ、欧州---第三世界センター、国際メアリー・ヘルプ機関、国際レズビアン・ゲイ協会、国際教育開発、国連ジュネーヴ事務所エルサルヴァドル代表部大使

159 の勧告のうち、エルサルヴァドルは 117 を受け入れ、42 に留意した
エルサルヴァドルの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月18日(水)午後

議事項目 6(継続)

ボリヴィア多民族国家の普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーヴ事務所ボリヴィア多民族国家代表部大使、フィリピン、シエラレオネ、スリランカ、アルジェリア、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、インド、イラン・イスラム共和国、アイルランド、クウェート、マレーシア、ニカラグア、パキスタン、国際レズビアン・ゲイ協会、南米インディアン協議会、コロンビア法律家委員会、人権監視機構、フランシスカン・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、中欧---第三世界、国際和解フェロウシップ、法律家アメリカ協会、国連ジュネーヴ事務所ボリヴィア多民族国家代表部大使

193 の勧告のうち、ボリヴィア多民族国家は 178 を受け入れ 15 に留意した
ボリヴィアの普遍的定期的レビューの成果を採択

フィジーの普遍的定期的レビューの成果の検討

フィジー検事総長・司法担当大臣、インドネシア、クウェート、ニュージーランド、シエラレオネ、スリランカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、キューバ、インド、英連邦人権イニシヤティヴ、マイノリティ権利グループ、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、フィジー検事総長・司法担当大臣

138 の勧告のうち、フィジーは 112 を受け入れ、26 に留意した

フィジーの普遍的定期的レビューの成果を採択

サンマリノの普遍的定期的レビューの成果の検討

サンマリノ外務省政治・外交ディレクター、欧州会議、クウェート、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブルキナファソ、中国、サンマリノ外務省政治・外交ディレクター

74 の勧告のうち、サンマリノは 55 を受け入れ、19 に留意した

サンマリノの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月19日(木)午前

議事項目 6(継続)

提出文書

1. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---カザフスタン(A/HRC/28/10)

カザフスタンの普遍的定期的レビューの成果の検討

カザフスタン司法副大臣、パキスタン、ロシア連邦、スリランカ、タジキスタン、英国、米国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、ベラルーシ、ブルネイ・ダルサラーム、中国、キューバ、エチオピア、イラン・イスラム共和国、クウェート、マレーシア、シエラレオネ、弁護士のための弁護士、第 19 条---国際反検閲センター、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、英国人権協会、世界福音同盟、人権擁護アフリカ・ランコントロール、カザフスタン外務副大臣

カザフスタンの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

2. 普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書---アンゴラ(A/HRC/28/11)

アンゴラの普遍的定期的レビューの成果の検討

アンゴラ司法・人権大臣、中国、コートジボワール、キューバ、ジブティ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガーナ、クウェート、ラオ人民民主主義共和国、ノルウェー、ポルトガル、ロシア連邦、シエラレオネ、南アフリカ、スリランカ、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アムネスティ・インターナショナル、人権擁護アフリカ・ランコントロール、ルーテル世界連盟、アンゴラ司法・人権大臣

226 の勧告のうち、アンゴラは 192 を受け入れ、24 に留意した

アンゴラの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

3. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---イラン・イスラム共和国(A/HRC/28/12)

イラン・イスラム共和国の普遍的定期的レビューの成果の検討

イラン・イスラム共和国人権高等協議会副事務局長、ニカラグア、オマーン、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、シエラレオネ、スリランカ、スーダン、タジキスタン、トルクメニスタン、英国、米国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アルジェリア、アルメニア、弁護士のための弁護士、バハイ国際共同体、関連南風の開発政策、イマーム・アリの人気学生扶助協会、国際レズビアン・ゲイ協会、国際人権連盟、第 19 条、社会的害悪防止協会(PASH)、女性の人権国際協会、人権アドヴォケイツ、イラン・イスラム共和国人権高等協議会副事務局長

291 の勧告のうち、イランイスラム共和国は 130 を受け入れ、161 に留意した

イラン・イスラム共和国の普遍的定期的レビューの成果を採択

3月19日(木)昼

国内政策と人権に関するパネル討論

導入ステートメント: Juan Esteban Aguirre Martinez 理事会副議長

開会ステートメント: Gianni Magazzeni 国連人権高等弁務官事務所現地事業技術協力部米州欧州中欧アジア課長

司会者ステートメント: 国連及びその他の国際機関ジュネーブ事務所リトアニア代表部大使・パネル司会者

パネリスト・ステートメント

1. Hector Cardenas パラグアイ社会問題省大臣・事務局長
2. Pabel Munoz エクアドル政府企画・開発長官
3. Dalila Aliane アルジェリア国内連帯・家族・女性の地位省
4. Vitit Muntarbhourn タイ法学教授・元人権理事会特別報告者
5. Rytis Paulauskas ジュネーブ国連事務所リトアニア代表部大使・司会者
6. Giuseppe Nesi イタリア・トレント大学法学部教授・部長

討議

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合、ポルトガル、アルジェリア(有志諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、バーレーン、ペルー、モルドヴァ共和国、インドネシア、ブルキナファソ、スコットランド人権委員会、国内人権政策韓国センター、国際人権サーヴィス、Gianni Magazzeni, Hector Cardenas, Pabel Munoz, Dalila Aliane, Vitit Muntarbhorn, イラク、フランス、エストニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、タイ、ナミビア、コロンビア、メキシコ、ギリシャ、モロッコ、中国、モロッコ国内人権協議会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Sudwind、コンゴ共和国、ロシア連邦

まとめ

Rytis Paulauskas, Vitit Muntarbhorn, Gianni Magazzeni, Giuseppe Nesi, Hector Cardenas, Pabel Munoz, Dalila Aliane, Rytis Paulauskas

3月19日(木)午後

議事項目 6(継続)

提出文書

4. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---イラク(A/HRC/28/14)

イラクの普遍的定期的レビューの成果の検討

イラク外務省人権部部長、アラブ首長国連邦、英国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、アフガニスタン、アルジェリア、ベルギー、ブルキナファソ、中国、キューバ、ジブティ、エジプト、インド、イラン・イスラム共和国、アイルランド、ヨルダン、Sudwind、マイノリティ権利グループ、女性の人権インターナショナル、カイロ人権学研究所、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ナウ、人権擁護アフリカ・ランコントロール、イラク外務省人権部長

229 の勧告のうち、イラクは 175 を受け入れ、54 に留意した

イラクの普遍的定期的レビューの成果の採択

提出文書

5. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---マダガスカル(A/HRC/28/13)

マダガスカルの普遍的定期的レビューの成果の検討

マダガスカル司法省人権・国際関係部長、エチオピア、ガボン、クウェート、リビア、マリ、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、ボツワナ、ガーナ、コート・ド'ワール、キューバ、ジブティ、フランシスカン・インターナショナル(国際

女性・教育・開発のためのヴォランティア団体---VIDES, サレジオ会メアリー・ヘルプ国際機関との共同声明)、人口開発アクション・カナダ、欧州---第三世界センター、人権擁護アフリカ・ランコントロール、ホープ・インターナショナル、婦人国際平和自由連盟、マダガスカル司法省人権・国際関係部長

160 の勧告のうち、マダガスカルは 159 を受け入れ、1 つに留意した
マダガスカルの普遍的定期的レビューの成果の採択

提出文書

6. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---スロヴェニア(A/HRC/28/15)

スロヴェニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーブ事務所スロヴェニア代表部大使、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、コーティヴォワール、欧州会議、キューバ、イラン・イスラム共和国、クウェート、アムネスティ・インターナショナル、国連ジュネーブ事務所スロヴェニア代表部大使

163 の勧告のうち、スロヴェニアは 142 を受け入れ、21 に留意した
スロヴェニアの普遍的定期的レビューの結果を採択

3月20日(金)午前

議事項目 6(継続)

提出文書

7. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---エジプト(A/HRC/28/16)

エジプトの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所エジプト代表部大使、エジプト国内人権委員会、ベラルーシ、ベルギー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボツワナ、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、中国、コーティヴォワール、キューバ、サウディアラビア、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、社会的経済的権利センター、国際人権サーヴィス、国際人権同盟連盟、COC オランダ、エジプト人権機関、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アラブ人権団体、第 15 条、カイロ人権学研究所、人権監視機構、ジュネーブ国連事務所エジプト代表部大使

300 の勧告のうち、エジプトは 224 を受け入れ、53 に留意し、残る 23 についての情報を提供した
エジプトの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

8. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(A/HRC/28/17)

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ボスニア・ヘルツェゴヴィナ代表部大使、マレーシア、シエラレオネ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、欧州会議、クウェート、ラトヴィア、リビア、人権ハウス財団、マイノリティ権利グループ、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、婦人国際平和自由連盟、ジュネーブ国連事務所ボスニア・ヘルツェゴヴィナ代表大使

ボスニア・ヘルツェゴヴィナは全ての勧告に留意
ボスニア・ヘルツェゴヴィナの普遍的定期的レビューの成果を採択

議事項目 5(継続)

一般討論(継続)

人権・平和アドヴォカシー・センター、ムボロロ社会文化開発協会、アフリカ・コミュニケーション国際経済協力推進団体、Conectas 人権・水同盟、国連監視機構、Sudwind, Pasumai Thaavagam, 人権擁護アフリカ・ランコントロール、世界ムスリム会議、健康プロモーター及び人権に関するアフリカ委員会、国際開発機関、国際ムスリム女性連合、缶詰業者国際永久委員会、アフリカ技術開発リンク、Constantinopolitans のエキュメニカル連合会、日本の労働者人権委員会、後援 Stella, 国際アフリカ民

民主主義協会、南米インディアン協議会、イラン人エリート調査センター、アフリカ技術協会、国際非同盟学研究所、欧州連合広報、平和団体調査委員会、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、世界環境資源協議会、AUA 米州支部 Ice, アムネスティ・インターナショナル、アラブ法律家連合

3月20日(金)昼

議事項目 6(継続)

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、パラグアイ(地域横断的諸国グループを代表)、中国(25カ国有志諸国グループを代表)、英国(諸国グループを代表)、モロッコ、インド、アルバニア、トルコ、チェコ共和国、イラン・イスラム共和国)、フィリピン、セルビア、オーストラリア人権委員会、UPR Info(UPR Info, 第19条---国際反検閲センター、フランシスカン・インターナショナル、婦人国際平和自由連盟、拷問廃止キリスト教徒 ACAT 行動国際連盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際レズビアン・ゲイ協会、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、プラン・インターナショナル、グッドシェパードのチャリティ聖母の会衆、セイヴ・ザ・チルドレン、ヨハネ 23 世コミュニティ協会との共同声明)、人権法センター、国際人権サービス、人権アドヴોકエッツ、関連南風の開発政策、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、アルサラム財団、国連監視機構、国際カトリック子どもビューロー、人権擁護アフリカ・ランコントロール、世界ユダヤ人会議、AUA 米州支部、南米インディアン協議会、世界環境資源会議、国際アフリカ民主主義協会、アフリカ技術リンク、平和団体調査委員会、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、国際同盟学研究所、性と生殖に関する権利センター

一般ステートメント

テュニジア(バルド博物館に対するテロ攻撃に関して)

3月20日(金)午後

全世界での人種差別の状態に関する討議

開会ステートメント

1. Joachim Bucker 人権理事会議長
2. Jane Connors 人権高等弁務官事務所調査・開発への権利部部長

司会者とパネリストのステートメント

1. Christiane Taubira フランス司法大臣
2. Doudou Diene 良心のサイト国際連合議長
3. Johanna Kool-Blokland ゼーラント州アーカイヴ・ディレクター
4. Ali Moussa Iye 国連教育科学文化機関文化政策・文化間対話部文化間対話課課長

討議

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合、ブラジル、エジプト、Christiane Taubira、バーレーン、ポルトガル、モロッコ、中国、スウェーデン、ジブティ、イラン・イスラム共和国、南米インディアン協議会、国連監視機構、世界ユダヤ人会議、シエラレオネ、ナミビア、スロヴェニア、南アフリカ、ドイツ、チリ、ギリシャ、コスタリカ、ラトヴィア、オランダ、タイ、ガボン、国際国連青年学生運動、あらゆる形態の差別と人種主義に反対する国際運動、AUA 米州支部 Inc., ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ロシア連邦、キューバ、米国人権ネットワーク

まとめ

Doudou Diene, Johanna Kool-Blokland, Ali Moussa

3月23日(月)午前

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況

2014年のガザ紛争に関する独立調査委員会議長のパレゼンテーション

Mary McGowan Davis 2014年のガザ紛争に関する独立調査委員会議長

提出文書

1. 1967年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者 Makarim Wibisono 報告書(A/HRC/28/78)

報告書パレゼンテーション

Makarim Wibisono 1967年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

パレスチナ国、パレスチナ独立人権委員会

意見交換対話

バーレーン(アラブ・グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、パキスタン、シリア・アラブ共和国、ナミビア、バーレーン、インドネシア、クウェート、マレーシア、ブラジル、ボリヴィア多民族国家、イラン・イスラム共和国、レバノン、スーダン、エジプト、モルディヴ、ニジェール、モーリタニア、モロッコ、アルジェリア、バングラデシュ、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、トルコ、国連監視機構、子ども擁護インターナショナル、世界ユダヤ人会議、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、ADALAH---イスラエルのアラブ・マイノリティの権利法律センター(Al-Haq 人に奉仕する法律、Al-Mezan 人権センター、子ども擁護インターナショナル、パレスチナ居住圏・難民権 Badil リソース・センターとの共同声明)、国際国連青年学生運動、アメリカ法律家協会、NGO の責任のための Amuta

まとめ

パレスチナ国、Makarim Wibisono

提出文書

2. イスラエルの入植地が東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地全体におけるパレスチナ人の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に与える意味合いに関する独立事実確認ミッションの報告書に含まれている勧告の実施に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/43)
3. 上記報告書訂正版(A/HRC/28/43/Corr.1)
4. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原のイスラエル入植地に関する事務総長報告書(A/HRC/28/44)
5. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地における人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/28/45)
6. 非占領のシリア・ゴラン高原における人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/28/46)
7. 人権理事会決議 S-9/1 及び S-12/1 の実施に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/80)
8. 上記報告書付録、イスラエルとガザにおけるパレスチナ武装グループとの間の敵意のエスカレートを含めたパレスチナ被占領地における 2014年6月12日から8月26日までの人権状況(A/HRC/28/80/Add.1)

報告書パレゼンテーション

Flavia Pansieri 人権副高等弁務官

当該国ステートメント

パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、アイルランド、モルディヴ、ナミビ

ア、キューバ、サウジアラビア、中国、アルジェリア、南アフリカ、カタール、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アラブ首長国連邦、ロシア連邦、モロッコ、バングラデシュ、インドネシア、チュニジア、エクアドル、セネガル、スーダン、クウェート、チリ、リビア、バーレーン、ヨルダン、イエーメン、オマーン、マレーシア、レバノン、スロヴェニア、スリランカ、ニカラグア、マルタ、スウェーデン、ルクセンブルグ、ウルグアイ、イラク、ジブティ、エジプト、アラブ人権団体、ノルウェー難民会議、国連監視機構、世界ユダヤ人会議、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、国際ジャーナリスト連盟、女性学調査機関、アラブ法律家連合、人権監視機構、暴力被害者擁護団体、国際国連青年学生運動、国際人権同盟連盟、カイロ人権学研究所、パレスチナ居住権・難民権リソース・センター、NGO の責任のための Amuta, 平和開発 Maarij 財団、人権 Al Mezan センター、Al-Haq 人に仕える法律、ユダヤ人団体調整理事会、プレス・エンブレム・キャンペーン、ユダヤ人学生欧州連合、世界教会協議会

3月23日(月)昼

議事項目 8: ウィーン宣言と行動計画のフォローアップと実施

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ラトヴィア(欧州連合を代表)、ポーランド(諸国グループを代表)、アルジェリア(諸国グループを代表)、アイスランド、ドイツ(30カ国グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、米国、オランダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、モロッコ、中国(諸国グループを代表)、南アフリカ、イラン・イスラム共和国、ブルキナファソ、セネガル、コモロ、スーダン、マリア・ヘルプ・サレジオ修道会(サレジオ修道会、国際女性ヴォランティア団体、教育と開発---VIDES、開発のための国際ヴォランティアとの共同声明)、国際仏教徒救援団体、国際経済協力推進アフリカ・コミュニケーション団体、人口開発アクション・カナダ、人権擁護推進協会連盟、(財)ダニエル・ミッテラン・フランスと自由、世界 Barua 団体、プレス・エンブレム・キャンペーン、人権アドヴォケイツ、解放、人権平和アドヴォカシー・センター、Mbororo 社会文化開発協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc., Al-Salam 財団、国連監視機構、関連南風の開発施策、アジア人権開発フォーラム、平和開発 Maari 財団、国際ヒューマニスト倫理連合、世界ムスリム会議、国際開発機関、アフリカ開発協会、アムネスティ・インターナショナル、世界市民協会、5大湖地域人権推進者アフリカ委員会、国際ムスリム女性連合、南米インディアン協議会、人権監視機構

3月23日(月)午後

議事項目 9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

第6回補足基準の策定特別委員会報告書(A/HRC/28/81)

報告書プレゼンテーション

Abdul Samad Minty 補足基準策定特別委員会議長・報告者

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、アイルランド、米国、キューバ、モロッコ、パキスタン、アルジェリア、ブラジル、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、サウジアラビア、ボツワナ、インド、中国、エジプト、トルコ、チュニジア、ポーランド、ギリシャ、欧州会議、イラン・イスラム共和国、ウクライナ、国際国連青年学生運動、世界ユダヤ人会議、国際仏教徒救援団体、人権アドヴォケイツ、環境の持続可能な開発を提唱するイラン人女性協会、暴力被害者擁護団体、女性学調査研究所、解放、世界 Barua 団体

答弁権行使

リトアニア: ロシアのステートメントに答えるが、人種主義は、リトアニアでは厳しく禁止されている。国々は、関連データを伴ってよく情報を得たコメントをするべきである。

3月24日(火)午前

議事項目 9(継続)

一般討論

エクアドル、Mboror 社会文化開発協会、世界ムスリム会議、5 大湖地域の人権推進者アフリカ委員会、NGO の責任のための Amuta、国際ヒューマニスト倫理連合、人権擁護アフリカ・ランコントロール、国際ムスリム女性連合、欧州ユダヤ人学生連合、国際開発機関、Sudwind、アラブ人権委員会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc., Al-Salam 財団、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、社会的害悪防止協会

議事項目 10: 技術支援と能力開発

中央アフリカ共和国における人権状況に関する独立専門家によるプレゼンテーション

Marie-Gherese Keita Bocoum 中央アフリカ共和国における人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

中央アフリカ共和国

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エジプト、米国、アイルランド、スイス、英国、ノルウェー、スーダン、オーストラリア、セネガル、アルジェリア、ルクセンブルグ、ベルギー、Marie-Therese Keita Bocoum、赤道ギニア、ガボン、モロッコ、カナダ、ドイツ、コンゴ共和国、ガーナ、中国、トーゴ、フランス、アフリカ女性連帯、セイヴ・ザ・チルドレン、国際ジャーナリスト連盟、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、世界福音同盟、人権擁護アフリカ・ランコントロール

まとめ

Marie-Therese Keita Bocoum

提出文書

1. 人権分野でのコーティヴォワールの能力開発と技術協力に関する独立専門家 Mohammed Ayat 報告書 (A/HRC/28/84)

報告書プレゼンテーション

Mohammed Ayat 人権分野でのコーティヴォワールの能力開発と技術協力に関する独立専門家

当該国ステートメント

コーティヴォワール

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、ベルギー、トーゴ、英国、米国、エジプト、セネガル、モロッコ、ガボン、スーダン、ガーナ、モーリタニア、アルジェリア、コンゴ共和国、フランス、中国、国際人権サービス、フランシスカン・インターナショナル、国際人権同盟連盟、国際カトリック子どもビューロー

まとめ

コーティヴォワール、Mohammed Ayat

3月24日(火)午後

議事項目 10(継続)

提出文書

2. ハイティにおける人権状況に関する独立専門家 Gustavo Gallon 報告書(A/HRC/28/82)

報告書のプレゼンテーション

Gustavo Gallon ハイティにおける人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

ハイティ、ハイティ市民保護事務所(Office de Latin America Protection du Citoyen)(ビデオで)

意見交換対話

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合、アイルランド、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、トーゴ、キューバ、チリ、ブラジル、モロッコ、中国、エクアドル、ノルウェー、マリ、英国、セネガル、カナダ、フランス、国連監視機構

まとめ

Gustavo Gallon

提出文書

3. マリにおける人権状況に関する独立専門家 Suliman Baldo 報告書(A/HRC/28/83)

4. 上記報告書訂正版(A/HRC/28/83/Corr.1)

報告書のプレゼンテーション

Suliman Baldo マリにおける人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

マリ

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、フランス、オーストラリア、トーゴ、コート・ド'イボワール、米国、アイルランド、ドイツ、国連子ども基金、アンゴラ、ベルギー、デンマーク、英国、セネガル、アルジェリア、スーダン、ノルウェー、モーリタニア、中国、ガーナ、エジプト、アフリカ女性連帯、エスパス・アフリック・インターナショナル、国際人権同盟連盟、人権監視機構、国際カトリック子どもビューロー、人権擁護アフリカ・ランコントル、Friedrich Naumann 財団

まとめ

マリ、Suliman Baldo

3月25日(水)午前

技術協力に関する年次テーマ別討論

開会ステートメント

1. Jochim Rucker 人権理事会議長
2. Anders Kompass 国連人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部长

司会者・パネリストのプレゼンテーション

1. Thani Thongphakdi ジュネーブ国連事務所及びその他の国際機関タイ代表部大使・司会者
2. Jose Manuel Eresno Garcia ライト・リンク、Fresno, ディレクター・創設者、基本的権利欧州連合機関科学委員会委員
3. Ali Bin Samikh Al Marri カタール国内人権委員会議長

4. Jyoti Sanghera 人権高等弁務官事務所人権経済社会問題課課長

5. Esther Mwaura-Muiru ケニア GROOTS(修道女と共に活動する草の根団体)創設者・コーディネーター

討議

バーレーン(アラブ・グループ)を代表、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、オーストラリア、モロッコ、インド、米国、カタール、シエラレオネ、トルコ、人権アドヴォケイツ、欧州障害者フォーラム(国際障害者同盟を代表)、Thani Thongphakdi, Jose Manuel Fresno Garcia, Ali Bin Samikh Al Marri, Esther Mwaura-Muiru, Jyoti Sanghera, インドネシア、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コンゴ共和国、ノルウェー、リビア、パラグアイ、アルジェリア、キューバ、モルディヴ、スーダン、ヴェトナム、フランス、世界市民協会

まとめ

Jyoti Sanghera, Esther Mwaura-Muiru, Ali Bin Samikh Al Marri, Jose Manuel Fresno Garcia, Thani Thongphakdi

3月25日(水)昼

議事項目 1(継続)

議長ステートメントの採択

1. 第4回世界女性会議と「北京宣言と行動綱領」採択20周年(A/HRC/28/L.35)

一般コメント: 中国

コンセンサスでステートメントを採択

議事項目 2(継続)

提出文書

28. いわゆるイラクとレヴァントにおけるイスラム国による虐待に照らしたイラクの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/18)

報告書プレゼンテーション

Flavia Pansieri 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント

イラク

意見交換対話

欧州連合、ヨルダン、シリア・アラブ共和国、ギリシャ、チリ、オランダ、ハンガリー、オーストラリア、ベルギー、米国、英国、スペイン、カナダ、トルコ、韓国、エジプト、中国、アイルランド、フランス、ドイツ、デンマーク、スーダン、レバノン、クロアチア、アルジェリア、ロシア連邦、スイス、マイノリティ権利グループ、AUA 米州支部 Inc., 人権監視機構、ヒューマン・ライツ・ナウ、人道法プロジェクト、国際国連青年学生運動、カイロ人権学研究所、アラブ法律家連合

まとめ

イラク、Flavia Pansieri

3月25日(水)午後

議事項目 2(継続)

提出文書

29. 人権高等弁務官年次報告書付録、グアテマラ事務所の活動(A/HRC/28/3/Add.1)
30. 上記報告書付録、ボリヴィア多民族国家事務所の活動(A/HRC/28/3/Add.2)
31. 上記報告書付録、コロンビアにおける人権状況(A/HRC/28/3/Add.3)
32. キプロスの人権問題に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/28/20)
33. 国連人権高等弁務官事務所報告書に関する事務局メモ(A/HRC/28/23)
34. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/28/26)

報告書プレゼンテーション

Flavia pansieri

当該国ステートメント

グアテマラ、ボリヴィア多民族国家、コロンビア、キプロス、イラン・イスラム共和国

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、オランダ(45 カ国グループを代表)、アイルランド、米国、ノルウェー、ギリシャ、スペイン、トルコ、ブルンディ、スイス、防止協会、世界拷問禁止団体、コロンビア法律家委員会、関連南風の開発施策、世界 Barua 団体、人権アドヴォキッツ、アムネスティ・インターナショナル、欧州センター---第三世界、AUA 米州支部 Inc.、国際人権サーヴィス、南米インディアン協議会、国際和解フェローシップ、平和団体インターナショナル・スイス(世界拷問禁止団体、国際人権同盟連盟との共同声明)

答弁権行使

イラン・イスラム共和国: カナダによってなされた根拠のない申し立てに答えるが、そのような申し立ては、狭量なカナダの政治家を動機としたものである。カナダ国民が Da'esh(イスラム国)の募集を受けていることを念頭に置かなければ、Da'esh と闘うための支援を提供する際のイランの努力をカナダが疑問視するのは驚くべきことである。イランは、カナダの先住民族に対する権利侵害にカナダの政治家が目を開き、もっとエレガントにその見解を述べるよう勧める。

ギリシャ: トルコのステートメントに答えるが、とりわけギリシャがその署名国である 1960 年の「保証条約」は、1974 年にトルコ軍がキプロス北部に侵入した時に起こった国際法のあからさまな侵害を何としても正当化できない。

キプロス: トルコのステートメントに答えるが、トルコ軍の侵入と続いて起こった島の分割は、1960 年の「保証条約」で正当化することはできない。一方的に介入するためにいかなる言い訳も用いることはできないと言われている。全キプロス人の人権のひどい侵害は、トルコの侵入のために起こったことであることが想起される。

マレーシア: マレーシアは独立した裁判官を有しており、イブラヒム氏の事件は一人の個人によってもたらされたものであった。この事件は、証拠を聴き、調査した後で評決に達したものであった。

トルコ: 1960 年の「保証条約」は、トルコ系キプロス人とギリシャ系キプロス人との間の平等に基づいたものであり、このバランスは、島をギリシャに併合するという名の下にギリシャ系キプロス人によって破壊された。トルコの介入は、合法的なものであり、トルコがキプロス領土にいることは、国連によって問題にされている。ギリシャ系キプロス人は現実を認め、折衝のテーブルに戻り、永続的解決を求めるべきである。

議事項目 10(継続)

提出文書

5. アフガニスタンの人権状況及び 2014 年の人権分野における技術支援の達成に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/8)
6. 南スーダンにおける人権状況と技術支援と能力開発措置に関する勧告に関する国連人権高等弁務官報

告書(A/HRC/28/49)

7. ギニアの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/50)(現在はフランス語のみ)
8. リビアの人権状況及び関連する技術支援と能力開発ニーズに関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/51)
9. 南スーダンの人権状況に関するパネル討論に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/28/53)

報告書プレゼンテーション

Flavia Pansieri 人権副
高等弁務官

当該国ステートメント

アフガニスタン、リビア、ギニア、南スーダン

一般討論

欧州連合、カナダ(諸国グループを代表)、エチオピア(開発のための政府間権威を代表)、エジプト(17カ国有志諸国グループを代表)、アイルランド、米国、オランダ、英国、中国、フランス、タイ、エジプト、セネガル、スーダン、ウクライナ、イタリア、ジョージア、アンゴラ

答弁権行使

ロシア連邦: カナダのステートメントに応えるが、ウクライナの人権領域でどのような種類の成功があったのか明確ではない。逮捕と政治的拘禁が続いており、宗教の自由が侵害されている。ドンバスの傭兵は、国際 NGO が報告しているように、犯罪を行っている。彼らは禁止されている武器や弾薬を使っている。そのような状況では、進歩の話があるはずがない。ロシア連邦が送った護衛隊はドンバスの人々の生存のためのほんの支援という形である。「ミンスク合意」を厳しく守るべきであり、ロシア連邦は、これに従うようウクライナに圧力をかけるよう国際社会に要請する。クリミアに関しては、ロシア連邦に加わることを決定したのはその人々である。タタール人の権利に関しては、彼らにはその権利を守るあらゆる手段がある。

タイ: 米国のステートメントに応えるが、タイの状況が理事会に持ち出されたのは残念である。タイは政府が認めることのできない広範な内部紛争の瀬戸際にあった。民主主義はタイ国民の手中にあり、外部から変革を課すことはできないと言われた。軍法に関しては、国の安全保障を脅かす者を止めるためにのみ用いられ、軍法会議に掛けられた事件はほんの僅かである。政府は包摂性を強調しており、これは新憲法制定にも反映されるであろう。タイは、人権の推進と保護に強くコミットしている。

3月26日(木)午前

議事項目 6(継続)

ガンビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

Mothusi Bruce Rabasha Palai 人権理事会副議長、クウェート、リビア、シエラレオネ、トーゴ、英国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボツワナ、中国、キューバ、ガーナ、スーダン、第19条(国際人権同盟連盟との共同声明)、アムネスティ・インターナショナル、世界市民参画同盟
---CIVICUS、人権擁護アフリカ・ランコントロール

171 の勧告のうち、ガンビアは 93 を受け入れ、78 に留意した。

ガンビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

議事項目 10(継続)

一般討論(継続)

モルディヴ、アフガン独立人権委員会、国際人権連盟、人権監視機構、人権アドヴォケイツ、カイロ人権学研究所、バーレーンにおける民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc., Alsalam 財団、国連監視機構、平和開発 Maarij 財団、国際カトリック子どもビューロー(グッドシェパードのチャリティ聖母の会衆、聖ヴィンセント・パウロ慈善の娘たち、国際 ACAT(拷問廃止のためのキリスト教徒行動)、正義と平

和のためのドミニカンズ---説経師団との共同声明)、Pasumai Thaayagam 財団、人権擁護アフリカ・ランコントロール、アムネスティ・インターナショナル、国際後発開発団体、関連南風の開発施策

答弁権行使

バーレーン: バーレーンは国連メカニズムとの協力を重視しており、技術協力プログラムを通して人権高等弁務官事務所との協力を継続することを楽しみにしている。この協力は良好な業績につながっており、バーレーンにとっての道徳的義務である。バーレーンは、普遍的定期的レビュー中に出された勧告を実施するためにパートナーと密接に協力し、拷問の加害者に責任を取らせるメカニズムを設立した。バーレーンの法律は、ジェンダーまたは民族性に基づく差別なく法の下での平等のみならず、裁判官の独立と公平を保証している。宗教の自由と集会の自由は保護され、法に従って行使されなければならない。

ホーリーシー: ホーリーシーは国際法の尊重とウクライナの領土の保全の重要性を強調する。ホーリーシーは、「ミンスク合意」の採択を歓迎し、すべての当事者が休戦を尊重するよう要請する。ホーリーシーは、悪影響を受けた地域での人道ニーズに対処する際に、国連が果たす重要な役割を強調する。これら地域で人々が直面している社会的緊急事態と強制移動させられた人々について懸念している。

3月26日(木)昼

議事項目 1(継続)

議長ステートメントの採択

2. 第二次世界大戦終結 70 周年に関する議長ステートメント(A/HRC/28/L.40)

提案者: Joachim Rucker 人権理事会議長
コンセンサスで採択

決議の採択

1. 国連人権高等弁務官事務所スタッフの構成(A/HRC/28/L.13)

主提案国: キューバ

一般コメント: アイルランド、キューバ、メキシコ、パキスタン、ブラジル

票決前ステートメント: ラトヴィア、ボツワナ

賛成 31 票、反対 16 票、棄権 0 票で、決議案を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 16 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

票決後ステートメント: パラグアイ、ナミビア、米国、中国、アルゼンチン

2. 人権分野での国際協力の強化(A/HRC/28/L.1)

主提案国: イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議案を採択

3. 国際人権人道法を含め、国際法に従って、対テロ対策及び軍事作戦での遠隔操作機または武装無人機の使用の確保(A/HRC/28/L.2)

主提案国: パキスタン

一般コメント: 英国、フランス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: 米国、韓国

賛成 29 票、反対 6 票、棄権 12 票で決議案を採択

票決結果: 賛成 29 票: アルジェリア、アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、

中国、コンゴ共和国、キューバ、エルサルヴァドル、ガボン、ガーナ、インドネシア、アイルランド、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 6 票：フランス、日本、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 12 票：アルバニア、バングラデシュ、コーティヴォワール、エストニア、エチオピア、ドイツ、インド、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、アラブ首長国連邦

4. 独立して生活し、他と同等に地域社会に包摂される障害者の権利(A/HRC/28/L.5)

主提案国：ニュージーランド、メキシコ

採択前ステートメント：ブラジル

口頭で修正の決をコンセンサスで採択

5. 違法な出所の資金を本国に返還しないことが人権の享受に与える否定的インパクトと国際協力改善の重要性(A/HRC/28/L.8)

主提案国：アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

票決前ステートメント：ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国、メキシコ

賛成 33 票、反対 2 票、棄権 12 票で決議案を採択

票決結果：賛成 33 票：アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対：日本、米国

棄権：アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

6. 白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家(A/HRC/28/L.10)

主提案国：アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

採択前ステートメント：ブラジル、米国

コンセンサスで決議案を採択

7. 民間軍事・安全保障会社の活動の規制・監視・監督に関する国際規制枠組の可能性を検討する無期限政府間作業部会のマンデートの更新(A/HRC/28/11/Rev.,1)

主提案国：アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

票決前ステートメント：ラトヴィア

賛成 32 票、反対 13 票、棄権 2 票で決議案を採択

票決結果：賛成 32 票：アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エチオピア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 13 票：アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

棄権 2 票：カザフスタン、米国

票決後ステートメント：米国

8. 国家の外国負債及びその他の関連国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響(A/HRC/28/14)

主提案国：キューバ

票決前ステートメント：アルゼンチン、ラトヴィア、メキシコ

賛成 31 票、反対 14 票、棄権 1 票で決議案を採択

票決結果：賛成 31 票：アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツ

ワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルバドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディブ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 14 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、**日本**、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 1 票: メキシコ

9. 文化的権利の分野の特別報告者のマンデート(A/HRC/28/L.15)

主提案国: キューバ

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)、**日本**、米国

日本のコメント: コピー権システムは、創作者と利用者の道德権の微妙なバランスにある。アクセスの問題は、包括的に検討されるべきであり、関連利害関係者との討議を通して検討されるべきである。この問題は、世界的財産権機関にゆだねられるべきであり、特別報告者は、注意深く文化的権利に照らして、これを検討するべきである。

コンセンサスで決議案を採択

10. 食糧への権利(A/HRC/28/L.16)

主提案国: キューバ

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議案を採択

11. 人権と環境(A/HRC/28/L.19)

主提案国: コスタリカ、モロッコ

一般コメント: インド(諸国グループを代表)

採択前ステートメント: 米国、南アフリカ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採

12. すべての国々における経済的・社会的・文化的権利の実現の問題(A/HRC/28/L.20)

主提案国: ポルトガル

採択前ステートメント: 米国、南アフリカ

コンセンサスで決議案を採択

13. 出生登録と法の下でいたるところで万人が人として認められる権利(A/HRC/28/L.23)

主提案国: トルコ、メキシコ

採択前ステートメント: 南アフリカ

コンセンサスで決議案を採択

3月26日(木)午後

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

14. 人権・民主主義・法の支配(A/HRC/28/L.24)

主提案国: ルーマニア、モロッコ

一般コメント: 中国、米国、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、サウジアラビア(アラブ首長国連邦、バーレーンも代表)、ラトヴィア(欧州連合を代表)、パキスタン

票決前ステートメント: フランス、アイルランド、米国、バングラデシュ、南アフリカ、ヴェトナム、キューバ、中国

賛成 35 票、反対 0 票、棄権 12 票で決議案を採択

票決結果: 賛成 35 票: アルバニア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボツワナ、ブラジル、コンゴ共和国、コートジボワール、エルサルバドル、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、アイルランド、日本、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、パキスタン、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 12 票: アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、エチオピア、ナイジェリア、ロシア連邦、サウディアラビア、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェトナム

15. 労働権(A/HRC/28/L.26)

主提案国: エジプト、ギリシャ
コンセンサスで決議案を採択

16. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/HRC/28/L.27)

主提案国: ブラジル
一般コメント: ロシア連邦、キューバ、サウディアラビア、中国
採択前ステートメント: 南アフリカ、米国
コンセンサスで決議案を採択

17. テロが人権の享受に与える影響(A/HRC/28/L.30)

主提案国: エジプト、ヨルダン
一般コメント: メキシコ、モロッコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、サウディアラビア、キューバ
票決前ステートメント: 米国、ラトヴィア(欧州連合を代表)、南アフリカ、メキシコ、ロシア連邦、パキスタン
賛成 25 票、反対 16 票、棄権 6 票で決議案を採択

票決結果: 賛成 25 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルバドル、エチオピア、インド、インドネシア、ケニア、モルディヴ、モロッコ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 16 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、南アフリカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国
棄権 6 票: ボツワナ、ガボン、ガーナ、カザフスタン、ナミビア、カタール

3月27日(金)午前

議事項目 1(継続)

人権理事会特別会期に関する議長声明

Joachim Rucker 人権理事会議長

決議の採択(継続)

18. 宗教または信念の自由(A/HRC/28/L.12)

主提案国: ラトヴィア(欧州連合を代表)
口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

19. 子どもの権利: 子どもの権利へのより良い投資に向けて(A/HRC/28/L.28)

主提案国: ラトヴィア(欧州連合とラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ウルグアイ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)
一般コメント: インド、カタール(アラブ・グループを代表)
採択前ステートメント: カタール(アラブ・グループを代表)、ロシア連邦、パキスタン(バングラデシュも代表)、米国、南アフリカ
コンセンサスで決議案を採択

20. シリア・アラブ共和国の人権・人道状況の継続する重大な悪化(A/HRC/28/L.6)

主提案国: 英国、レバノン(修正案)、ウルグアイ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)

一般コメント: ロシア連邦、カタール、サウジアラビア、米国、インド、カタール(アラブ・グループを代表)

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: ロシア連邦、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、アルジェリア、ブラジル、アルゼンチン

修正案 L.36 を賛成 10 票、反対 23 票、棄権 14 票で否決

賛成 29 票、反対 6 票、棄権 12 票で、決議案を採択

票決結果: 賛成 29 票: アルバニア、アルゼンチン、ブラジル、ボツワナ、コーティヴオワール、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、インドネシア、アイルランド、日本、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、サウジアラビア、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国、米国

反対 6 票: ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 12 票: アルジェリア、バングラデシュ、コンゴ共和国、ガボン、エチオピア、インド、カザフスタン、ケニア、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、南アフリカ

21. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/HRC/28/L.17)

主提案国: スウェーデン

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

票決前ステートメント: パキスタン、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ブラジル、日本

日本のステートメント: 前回の普遍的定期的レビューで、イランが多く の勧告を受け入れたことを歓迎する。日本は依然として人権状況について懸念しており、十分な進歩がまだ遂げられていない。日本は継続して対話に関わり、人権問題に関してイランと協力するつもりである。日本はこの決議に賛成票を投じるつもりである。

賛成 20 票、反対 11 票、棄権 16 票で決議案を採択

票決結果: 賛成 20 票: アルバニア、アルゼンチン、ボツワナ、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

反対 11 票: バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、インド、インドネシア、カザフスタン、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 16 票: アルジェリア、ブラジル、コンゴ共和国、コーティヴオワール、エチオピア、ガーナ、ケニア、モルディヴ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、カタール、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦

22. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況(A/HRC/28/L.18)

主提案国: ラトヴィア(欧州連合を代表)、日本

日本の決議案紹介: 日本は、昨年理事会に提出された調査委員会の報告書で詳しく文書化されている朝鮮民主主義人民共和国の長きにわたり、未だに継続中の組織的で広範で重大な人権侵害について、依然として深く懸念している。朝鮮民主主義人民共和国の状況に対応することが、国連を含めた国際社会の責務であると強く信じている。日本は、この国が国際社会と建設的対話に関わり、現地での人権状況を改善する具体的手段を取るよう要請する。

一般コメント: 米国

当該国ステートメント: 朝鮮民主主義人民共和国

票決前ステートメント：キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルゼンチン、ヴェトナム、ブラジル、中国、パキスタン

賛成 27 票、反対 6 票、棄権 14 票で、決議案を採択

票決結果：賛成 27 票：アルバニア、アルゼンチン、ボツワナ、ブラジル、コーティヴォワール、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、アイルランド、**日本**、カザフスタン、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モナコ、オランダ、パラグアイ、韓国、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国、米国

反対 6 票：ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 14 票：アルジェリア、バングラデシュ、コンゴ共和国、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、ケニア、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、サウディアラビア、南アフリカ

23. ミャンマーの人権状況(A/HRC/28/L.21/Rev.1)

主提案国：ラトヴィア(欧州連合を代表)

一般コメント：パキスタン(イスラム協力団体を代表)、インドネシア、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、中国、ロシア連邦、インド

当該国ステートメント：ミャンマー

採択前ステートメント：**日本**、インドネシア

日本のステートメント：日本は特別報告者とのさらなる協力を期待しており、決議はミャンマーの状況に従って単純化されるべきである。日本は、特に報道の自由とジャーナリストの待遇に関して増加した良好な手段の継続も期待している。日本は、ミャンマー北部での緊張の高まりについて懸念しており、この状況が解決されることを希望している。ミャンマーは、国際社会からのさらなる支援を必要としており、日本はその改革努力を支援するよう努力するつもりである。

コンセンサスで決議案を採択

24. 被占領のシリア・ゴラン高原の人権状況(A/HRC/28/L.3)

主提案国：パキスタン

当該国ステートメント：シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント：米国

賛成 29 票、反対 1 票、棄権 17 票で決議案を採択

票決結果：賛成 29 票：アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 1 票：米国

反対 17 票：アルバニア、ボツワナ、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、アイルランド、**日本**、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、韓国、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

25. パレスチナ人の自決権(A/HRC/28/L.32)

主提案国：パキスタン

一般コメント：サウディアラビア

当該国ステートメント：パレスチナ国

賛成 45 票、反対 1 票、棄権 1 票で決議案を採択

票決結果：賛成 45 票：アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、アイルランド、**日本**、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、ロシア連邦、サウ

ディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 1 票: 米国

棄権 1 票: ガーナ

26. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原におけるイスラエルの入植地 (A/HRC/28/L.33)

主提案国: パキスタン

一般コメント: サウディアラビア

票決前ステートメント: パラグアイ、ラトヴィア(欧州連合を代表)

賛成 45 票、反対 1 票、棄権 1 票で決議案を採択

票決結果: 賛成 45 票: アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、アイルランド、日本、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、ポルトガル、カタール、韓国、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 1 票: 米国

棄権 1 票: パラグアイ

27. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況(A/HRC/28/L.34)

主提案国: パキスタン

一般コメント: サウディアラビア

票決前ステートメント: パラグアイ

賛成 43 票、反対 1 票、棄権 3 票で決議案を採択

票決結果: 賛成 43 票: アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、アイルランド、日本、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、ポルトガル、カタール、韓国、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 1 票: 米国

棄権 3 票: ボツワナ、パラグアイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

票決後ステートメント: アルゼンチン、ガーナ

3月27日(金)午後

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

28. 2016年世界麻薬問題特別総会への人権理事会への貢献(A/HRC/28/L.22)

主提案国: コロンビア

一般コメント

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議案を採択

29. 宗教や信念に基づく人に対する不寛容、否定的な固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし及び暴力 (A/HRC/28/L.4)

主提案国: パキスタン

一般コメント: シエラレオネ、ラトヴィア(欧州連合を代表)、インドネシア

コンセンサスで決議案を採択

30. リビアにおける人権改善のための技術支援と能力開発(A/HRC/28/L.7/Rev.1)

主提案国: アルジェリア

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)、ロシア連邦

当該国ステートメント: リビア

コンセンサスで決議案を採択

31. マリにおける人権分野の技術支援と能力開発(A/HRC/28/L.9)

主提案国: アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議案を採択

32. Da'esh(IS)及び関連するテロリスト・グループによる虐待に照らしてイラクの人権を強化する際の技術支援と能力開発(A/HRC/28/L.29)

主提案国: イラク

一般コメント: 米国、フランス、ラトヴィア(欧州連合を代表)

採択前ステートメント: ブラジル

コンセンサスで決議案を採択

33. ギニアにおける技術協力と諮問サービスの強化(A/HRC/28/L.31)

主提案国: アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: ギニア

コンセンサスで決議案を採択

議長声明の採択(継続)

3. ハイティの人権状況(A/HRC/28/L.37)

当該国ステートメント: ハイティ

一般コメント: フランス(ハイティ有志グループを代表)

コンセンサスで議長声明を採択

採択後ステートメント: ガボン(フランス語圏国際団体を代表)

決議の採択(継続)

34. 大量殺戮の防止(A/HRC/28/L.25)

主提案国: アルメニア、ルワンダ、キューバ(修正案 L.38)、パキスタン(修正案 L.43)

一般コメント: フランス、シエラレオネ、インド、キューバ

採択前ステートメント: オランダ、ラトヴィア(欧州連合を代表)、キューバ、南アフリカ、パキスタン、アルジェリア

修正案 L.38 を賛成 14 票、反対 23 票、棄権 10 票で否決

修正案 L.43 を賛成 15 票、反対 23 票、棄権 9 票で否決

キューバの要請で、前文パラグラフ 22 と本文パラグラフ 17 を賛成 28 票、反対 8 票、棄権 11 票で採択。

コンセンサスで決議案を採択。

議事項目 3 の下で採択された決議の採択後ステートメント

パラグアイ、ブラジル、日本、米国、シエラレオネ、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、サウディアラビア

日本のステートメント: 極端主義グループが行うテロ行為により、貴重な生命が失われてきた。日本は、テロ対策中の人権の保護に関する決議への支持を表明する。日本は国際社会と共に継続してテロと闘い、この目的で外交努力を払うつもりである。

特別手続マンドート保持者の任命

Albert Kwokwo Barume(コンゴ民主共和国)を先住民族の権利に関する専門メカニズムのアフリカ委員に任命

Idris Jazairy(アルジェリア)を一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者に任命

Rhona Smith(英国)をカンボディアの人権状況に関する特別報告者に任命

Dante Pesce(チリ)を人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会のラテンアメリカ・カリブ海委員に任命

オブザーヴァー(国)による一般コメント

チュニジア(51カ国を代表)、スイス、欧州連合、エジプト、オーストラリア、コスタリカ、カナダ、アルメニア、フランス語圏国際団体、イラン・イスラム共和国

会期報告書

Joachim Rucker 人権理事会議長、Mothusi Bruce Rabasha Palai 理事会副議長・報告者

最終一般挨拶

世界移民協会、国際人権サーヴィス(アジア人権開発フォーラム(FORUM-ASIA)、人権監視機構、国際人権同盟連盟(FIDH)、人権ハウス財団、CIVICUS…世界市民参画同盟も代表)

閉会挨拶

Joachim Rucker 人権理事会議長

第29回人権理事会は、6月15日から7月3日までの3週間に開催。

以 上